

# 東京都配偶者暴力対策 基本計画

平成 24 年 3 月

 東京都

# 東京都配偶者暴力対策 基本計画

平成24年3月

東京都

# 東京都配偶者暴力対策基本計画

## 第一部 基本的な方針

<b>I 基本的な考え方</b>	1
1 計画改定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 基本理念	3
4 計画期間	4
5 推進体制	4
<b>II 配偶者暴力をめぐる現状</b>	5
1 配偶者暴力の現状	5
2 配偶者暴力対策に係る各機関・団体の役割と取組状況	9
3 配偶者暴力被害者支援体系図	14
<b>III 施策実施に当たっての視点と目標</b>	15
1 視点	15
2 基本目標	16
<b>IV 施策の体系</b>	17

## 第二部 具体的施策

<b>基本目標1 暴力の未然防止と早期発見の推進</b>	23
（1）暴力の未然防止のための教育と啓発の推進	23
（2）早期発見体制の充実	28
<b>基本目標2 多様な相談体制の整備</b>	32
（1）都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実	32
（2）身近な地域での相談窓口の充実	35
（3）被害者の状況に応じた相談機能の充実	37

<b>基本目標3 安全な保護のための体制の整備</b>	40
(1) 保護体制の整備	40
(2) 安全の確保	43
<b>基本目標4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備</b>	46
(1) 総合的な自立支援の展開	46
(2) 安全で安心できる生活支援	50
(3) 就労支援の充実	55
(4) 住宅確保のための支援の充実	58
(5) 子供のケア体制の充実	61
<b>基本目標5 関係機関・団体等の連携の推進</b>	64
(1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化	64
(2) 民間団体との連携・協力の促進	68
<b>基本目標6 人材育成の推進と適切な苦情対応</b>	70
(1) 人材の育成	70
(2) 二次被害の防止	72
(3) 苦情への適切かつ迅速な対応	74
<b>基本目標7 調査研究の推進</b>	75
(1) 調査研究	75
(2) 加害者対策の検討	76
<b>配偶者暴力対策基本計画 施策所管局一覧</b>	78
<b>[参考資料]</b>	81

第 一 部  
基 本 的 な 方 針



# I 基本的な考え方

## 1 計画改定の趣旨

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者暴力は、「配偶者」という親密な間柄において、家庭という人目に触れにくい場所で行われることから、長年、被害者の救済を困難にしてきました。

平成 13 年 4 月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が制定され、配偶者暴力の防止や被害者保護に係る国や地方自治体の責務が明示されました。

都は、これを受け、平成 14 年度に、「男女平等参画のための東京都行動計画」で「家庭内等における暴力の防止」を重点課題のひとつに掲げるとともに、配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

また、平成 18 年 3 月には、平成 16 年の法改正で都道府県による基本計画の策定が定められたことを受け、「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定しました。

その後、平成 21 年 3 月には、平成 19 年度の法改正と被害の実態調査を踏まえ、平成 21 年度から 23 年度までの 3 年間で計画期間とする計画改定を行いました。そして、関係機関の連携のもと、これまで総合的に施策を推進してきました。

今年度で計画期間が終了し、これまでの取組により、配偶者暴力対策は着実に前進してきましたが、今なお積極的に取り組むべき課題や社会情勢の変化等により生じる新たな課題などへの取組が求められています。

このような状況から、平成 23 年 7 月、都は知事の附属機関である「東京都男女平等参画審議会」に対して、計画の改定に当たっての基本的考え方を諮問し、平成 24 年 1 月に答申を受けました。そして、審議会答申及び現計画の成果・課題等を踏まえて、今回の改定を行いました。

今後、この計画に基づき、施策を着実に推進するとともに、推進体制の強化に努め、暴力のない社会の実現を目指して更に前進していきます。

## 2 計画の性格

- (1) この計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第1項に基づき、国の示す基本的な方針に即し、都における配偶者暴力対策の施策を体系的に示す基本計画です。
- (2) また、男女共同参画社会基本法第14条及び東京都男女平等参画基本条例第8条に基づき策定する「男女平等参画のための東京都行動計画」に包含されるものです。
- (3) この計画は、学識経験者、関係機関・団体代表等で構成される「東京都男女平等参画審議会」における諮問、答申を経て改定したものです。
- (4) 都と区市町村を始めとする関係機関は、相互に連携・協力して、計画で示した施策を推進していきます。
- (5) 都は、計画に基づく施策を実施する上で、都民及び民間団体に対し、理解と協力を求めます。

●○○ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）●○○ 「DV」と略されることが多く、一般的には「配偶者や恋人などの親密な関係にある、又はあった人から振られる暴力」という意味で使われることが多いようです。ドメスティック・バイオレンスを直訳すると、「家庭内の暴力」となり、親やその他の親族が子供に対して振るう暴力など、高齢者や子供などに家庭内で振られる暴力を含めて使用される場合もあります。人によって異なった意味に受け取られるおそれがあるため、この計画では「DV」という言葉は使いません。

●○○配偶者●○○ 配偶者暴力防止法が定めている「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」の場合や、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合も含みます。なお、暴力の未然防止のための取組や意識啓発など、法律の根拠を必要としない様々な施策については、配偶者以外の恋人など親密な間柄にあるパートナーも含め、対応を進めていきます。

●○○配偶者暴力●○○ 「殴る」、「蹴る」といった身体への暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言を吐く」、「無視する」、「わざと相手が大切にしているものを壊す」、「生活費を渡さない」などの精神的暴力や、「性的行為を強要する」、「避妊に協力しない」などの性的暴力も含まれます。



### 3 基本理念

配偶者暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

配偶者暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、時には生命に危険が及ぶこともあるなど被害が深刻化しやすい特性があります。

被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を傷つけるだけでなく、男女平等参画社会の実現を妨げるものです。

また、配偶者暴力は、配偶者間にとどまらず周囲の者に及ぶ場合があり、特に同居する子供への影響は深刻です。「児童虐待の防止等に関する法律」(以下「児童虐待防止法」という。)においては、子供が直接暴力を受けていない場合でも、家庭内で配偶者暴力を目撃するなど児童に著しい心理的外傷を与える言動も児童虐待に当たるとされています。これらを含めた児童虐待は、子供の人権を著しく侵害し、その心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるものです。

さらに、配偶者暴力を背景とする犯罪の発生など、近隣、地域にも影響を及ぼし、健全な地域社会の維持を阻害するものともなります。

配偶者暴力対策を推進するためには、このような配偶者暴力の特性を踏まえ、被害者が暴力から逃れ、将来に向けて安全で安心できる生活が送れるよう、状況に応じ、かつ被害者本人の意思を尊重した支援を行うことが必要であり、そのためには、様々な機関の緊密な連携が欠かせません。また、配偶者暴力の未然防止に向けて、社会全体で取り組むことが必要です。

こうした観点から、次の三つを都における配偶者暴力対策の基調となる考え方として、対策を推進していきます。

#### (1) 被害者の安全を確保し、本人の意思を尊重した継続的な支援を行う

- 配偶者暴力を早期に発見し、被害者の安全と安心の確保を図るとともに、被害者が暴力によるダメージから立ち直り、精神的、経済的に自立するための継続的な心のケアや就労など、本人の意思を踏まえた多岐にわたる生活再建のための支援と、その仕組みづくりを進めていきます。
- 被害者に子供がいる場合には、子供にも身体的虐待や心理的虐待が及んでいることが多いことから、状況に応じて児童相談所等との連携により、迅速かつ適切な対応を行います。

## (2) 暴力の背景を正しく認識し、暴力の防止に社会全体で取り組む

- 配偶者暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力を生み出す背景についても広く認識し、暴力の防止に向けて、社会全体で取り組むことが必要です。
- 児童虐待や高齢者虐待など家庭内で生まれる様々な暴力との関係にも配慮しながら取組を進めていきます。

## (3) 都と区市町村等関係機関、民間団体が相互の連携のもとに、それぞれの役割を果たしていく

- 被害者や子供への支援は、多くの機関や団体がそれぞれの場面に応じて、連携しながら適切に対応していく必要があります。特に、被害者に対するきめ細かい支援を迅速、円滑に進めるためには、区市町村の役割が重要であり、都と区市町村とがそれぞれの役割を明確にしつつ、相互に補完し、協働して取り組んでいきます。
- 民間団体は、被害者支援等について先進的に取り組んでいる実績があります。都は、民間団体がその特性や経験を十分に発揮できるよう支援し、連携を図りながら被害者支援を行います。

## 4 計画期間

- (1) この計画の期間は、平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間とします。
- (2) なお、法令の改正等により、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

## 5 推進体制

この基本計画を総合的に推進するために、都、区市町村の関係機関及び医療・司法の関係団体、民間の支援団体等の委員で構成された「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」において計画の進捗状況を確認し、課題と施策の検討を行います。

## Ⅱ 配偶者暴力をめぐる現状

### 1 配偶者暴力の現状

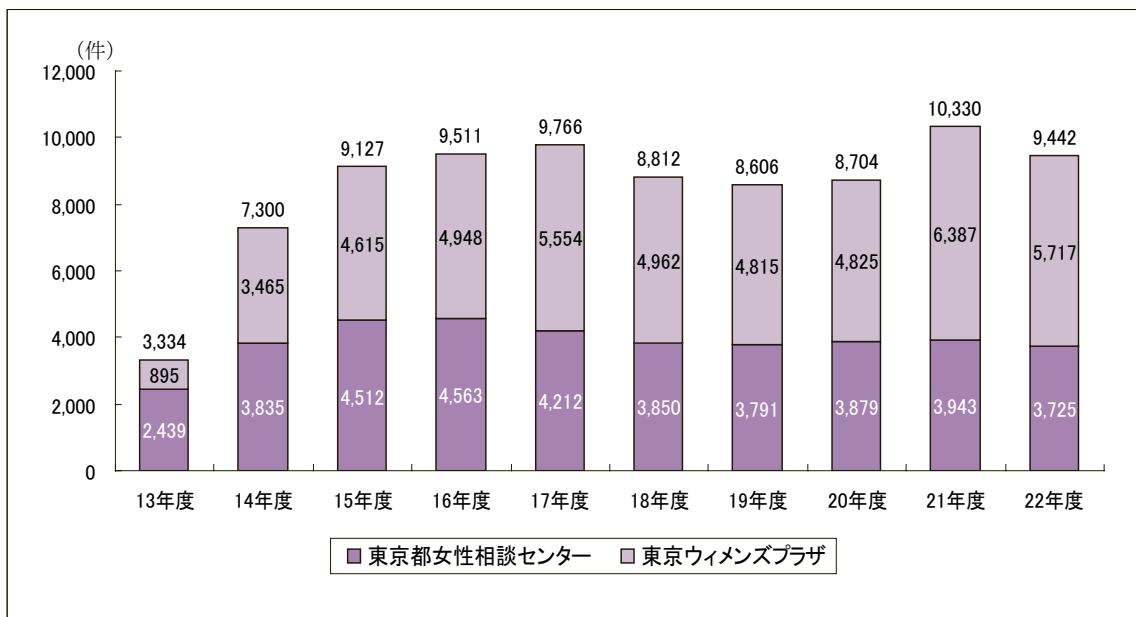
#### (1) 配偶者暴力についての相談の状況

##### ① 東京都

##### ● 配偶者暴力相談支援センター※1

- 都の配偶者暴力に関する相談件数は、平成 13 年度は 3,334 件でしたが、配偶者暴力防止法に基づき配偶者暴力相談支援センターが開設された平成 14 年度には 7,300 件と約 2.2 倍増となりました。その後も相談件数は増加傾向にあり、平成 22 年度には 9,442 件となっています（図 1）。
- 平成 22 年度の相談件数 9,442 件のうち、被害者本人からの相談は、8,149 件でした。内訳は、女性 8,097 件(99.4%)、男性 52 件(0.6%)となっています。

図 1 都の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移



※1 配偶者暴力相談支援センター 配偶者暴力防止法により、配偶者暴力被害者を保護するため、相談・一時保護や自立生活促進のための就労・住宅等に関する情報提供等の支援を行う機関。都では、現在、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターが配偶者暴力相談支援センター機能を担っています。

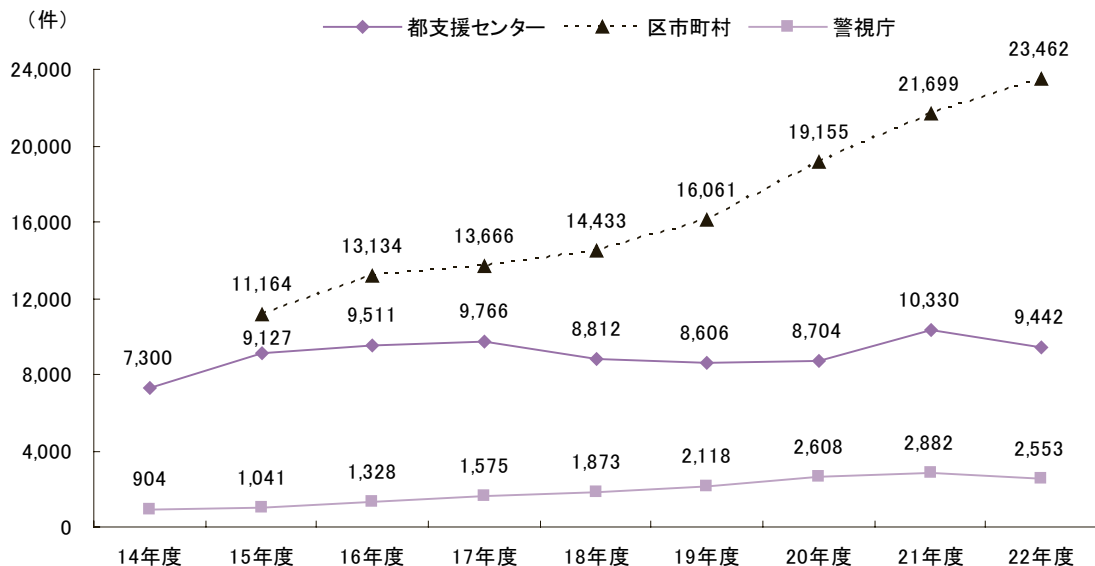
●警視庁

- 警視庁の総合相談センターや警察署に寄せられた相談件数は、平成14年度の904件が平成22年度には2,553件と約2.8倍に増加しています（図2）。
- 内訳は、女性 2,514 件（98.5%）、男性 39 件（1.5%）となっています。

② 区市町村

- 都の調査では、区市町村における相談件数は年々増加しており、平成15年度の11,164件が平成22年度には23,462件と、約2.1倍の増加となっています（図2）。
- 区市町村では、男女共同参画センターや福祉事務所、保健所・保健センター、子供家庭支援センターなど様々な相談窓口で配偶者暴力相談を受け付けています。
- この数年の傾向として、区市町村と警視庁（警察署）の相談件数が増加していることから、地域における相談体制の充実や、相談窓口が周知されてきたことなどにより、相談者が身近なところで相談できるようになってきていることが伺えます。

図2 都内各相談機関における相談件数の推移

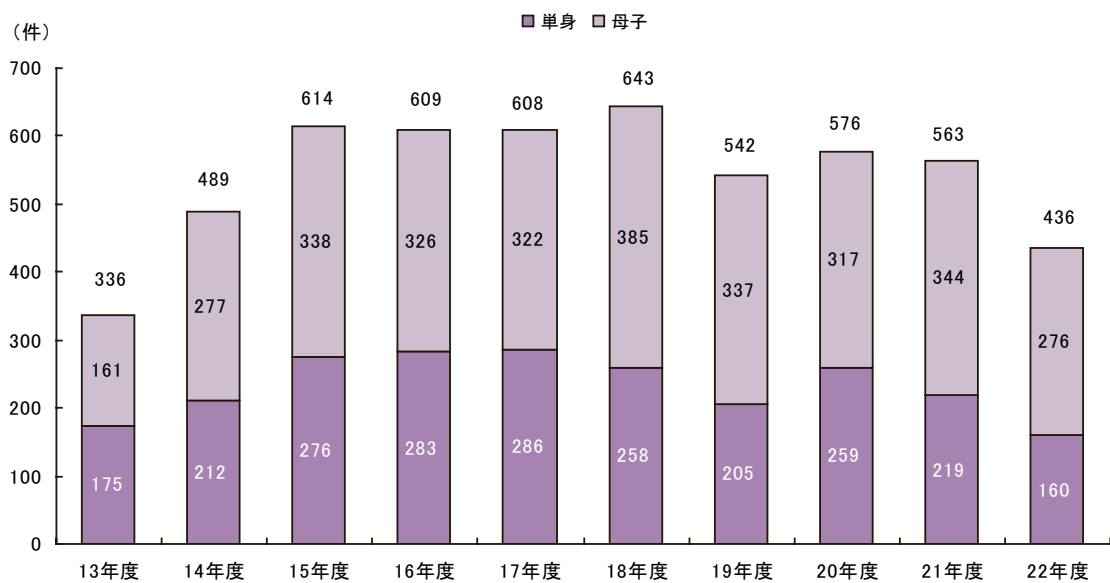


- このように、都の配偶者暴力相談支援センター、警視庁、区市町村で受け付けた全体の相談件数は、依然として増加傾向にあります。

## (2) 一時保護<sup>※2</sup>件数

- 都が実施した一時保護件数は、平成 22 年度は 436 件でした。配偶者暴力防止法が完全施行された平成 14 年度以降、一時保護所への入所者は、母子の割合が高くなっています（図 3）。
- 区市町村における独自の一時的な保護は増加しており、平成 22 年度は 468 件となっています。
- このほか都内の民間シェルター<sup>※3</sup>においても、独自に一時的な保護が行われています。

図 3 都の配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護件数の推移



\* 母子、単身の別は、入所時の状況による区分となっています。

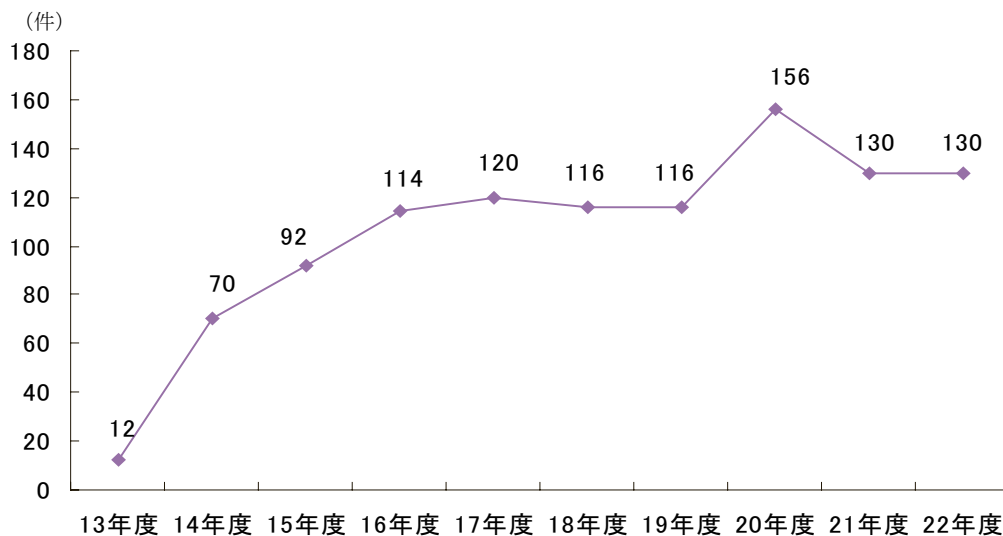
**※2 一時保護** 暴力から逃れ、家を出た被害者や子供たちの安全を確保するため緊急に保護することが必要であると認められる場合等に、被害者本人の申請に基づく緊急の避難場所として、一時保護所があります。

**※3 民間シェルター** 民間の団体等が自主的に運営し、暴力から避難する必要がある被害者とその子供などの保護を行っている施設。

### (3) 保護命令<sup>※4</sup>件数

- 東京地方裁判所管内で保護命令が発令された件数は、配偶者暴力防止法が施行された平成13年10月から23年3月末までの合計で1,056件でした(図4)。
- 保護命令の内訳は、被害者への保護命令のみ発令されたのが557件で、このうち「接近禁止命令のみ」は294件、「接近禁止命令」と「退去命令」や「電話等禁止命令」が併せて発令されたのは261件でした。
- 法改正により、平成16年12月から新たに対象となった「子への接近禁止命令」の発令件数は385件でした。また、平成20年1月から新たに対象となった「親族等への接近禁止命令」の発令件数は38件、「子への接近禁止命令」と「親族等への接近禁止命令」が同時に発令された件数は76件でした。

図4 保護命令発令件数の推移(東京地方裁判所管内)



\*平成13年度分は、同年10月13日以降の件数

※4 保護命令 配偶者暴力防止法が定める、被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するための制度です(ただし、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けており、更なる暴力で生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に限り、保護の対象には、被害者本人のほか、被害者と同居する未成年の子供、危害を受けるおそれのある被害者の親族、知人等も含まれます)。被害者が裁判所に申立てを行うことにより、裁判所は暴力を振るったとされる配偶者から言い分を聴き、申立ての内容を審理します。保護命令には、暴力を振るった者に対し、被害者につきまったり、住居、勤務先などの近くをはいかいたりすることを禁止する「被害者への接近禁止命令」(6か月間)と、加害者に対して家から出て行くよう命令する「退去命令」(2か月間)のほか、被害者への接近禁止命令と併せて発令される「被害者への電話等禁止命令」「被害者の同居の子への接近禁止命令」「被害者の親族等への接近禁止命令」の五つの類型があります。

## 2 配偶者暴力対策に係る各機関・団体の役割と取組状況

配偶者暴力被害者の保護と支援は、被害の発見に始まり、生命等に危険のある場合に暴力から逃れるための一時保護や新たな生活を始めるための支援まで様々な段階があり、その領域も広い範囲に及んでいます。

このため、配偶者暴力対策には、多くの機関や団体が関わることとなります。

配偶者暴力に対する社会的関心の高まりを背景に、2回の法改正を経て、各機関・団体の取組の充実が図られてきたところですが、今後、これらの機関・団体がそれぞれの役割と機能を十分に果たしながら、一層連携を強化していくことが必要です。

### (1) 東京都

都では、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターとが、法に基づく「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を担っています。

配偶者暴力相談支援センターは、被害者支援のための拠点施設として、相談、一時保護、就労や住宅等自立して生活するために必要な情報の提供など、被害者の救済と生活再建のための支援を一貫して行っています。

東京ウィメンズプラザは、総合相談窓口としての機能を担い、東京都女性相談センターは相談機能のほかに、主に一時保護機能を担っており、被害者の保護・支援に連携して取り組んでいます。

#### ① 東京都配偶者暴力相談支援センター

##### ア 東京ウィメンズプラザ

- 弁護士・精神科医による専門相談を含め、総合的な相談を実施しています。男性からの電話相談にも対応しています。相談の一環として、必要に応じて、各種情報提供、助言、関係機関の紹介等も行っています。
- 保護命令の申立てに関する援助を行っています。
- 被害者の自立を支援する講座を実施し、自助グループ<sup>※5</sup>等の活動を支援しています。
- 配偶者暴力対策に係る区市町村担当者や職務関係者への研修を行っています。

---

※5 自助グループ 同じ心の悩みを抱えた人々が集まり、互いに語り合い励まし合うためのグループ。

## イ 東京都女性相談センター

- 電話相談、面接相談を実施し、必要に応じて、各種情報提供、助言、関係機関の紹介等を行っています。
- 加害者の暴力から一時的に避難するための「一時保護」に関する業務を行っています。
- 保護命令の申立てに関する援助を行っています。

## ② 警視庁

警察は、被害者の安全を確保する上で重要な役割を担っており、近年、警察への相談・通報の件数が増加しています。

- 警視庁総合相談センターや各警察署の生活安全課で被害の通報、相談に対応し、必要に応じて一時保護へつなぎます。
- 保護命令違反行為の取締り、本人からの申出に応じた警察本部長等（警視庁は警視総監又は警察署長）による援助<sup>※6</sup>等の支援を行っています。
- 元交際相手等からのつきまとい等に対しては「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（以下「ストーカー規制法」という。）による対応を行っています。
- 他の機関では対応が困難な緊急時には、被害者に対する安全確保を行います。

## ③ 庁内関係局

- 生活文化局及び福祉保健局が中心となり、配偶者暴力対策に関する総合的な取組を行っています。
- 被害者の生活再建に向けて福祉、保健・医療、就労や住宅等の施策を所管する各局が、組織横断的に被害者の状況に応じた取組を行っています。

---

※6 警察本部長等による援助 配偶者暴力防止法第8条の2により、被害者から、被害を自ら防止するため警察本部長等の援助を受けたい旨の申出を受けた場合、警察は、その申出が相当であると認めるときは、状況に応じて避難その他の措置を教示する等、被害の発生を防止するために必要な援助を行うこととされています。



## (2) 区市町村

区市町村は、被害者とその家族が生活する身近な地域であり、被害の発見や相談への対応、被害者の自立支援において重要な役割を担っています。

区市町村への相談は年々増加し、平成 22 年度には約 23,500 件となっています。

また、地域に根ざしたきめ細かい支援策の充実が求められるようになったことから、平成 19 年度の法改正により、区市町村においても、配偶者暴力対策基本計画を策定し、配偶者暴力相談支援センター機能を整備するよう努めなければならないとされました。

- 男女共同参画センターや福祉事務所を中心に、関係機関と連携して相談やサービスの提供を行っています。
- 一時保護を要する被害者については、東京都配偶者暴力相談支援センターと連携して保護を行うほか、独自に緊急一時保護事業を実施している区市町村も増加しており、平成 22 年度には 41 区市町村に及んでいます。
- 住民登録、保険、年金、子供の就学等生活全般にわたる支援を継続的にを行っています。
- 平成 22 年度には、42 区市町村で配偶者暴力に関する情報交換や被害者支援体制の強化等について検討する連携会議が開催されています。
- 平成 19 年度の法改正後、区市町村配偶者暴力相談支援センターの機能整備の促進に向けた取組は、以下のようになっています。
  - ・ 平成 23 年 8 月現在、2 区が配偶者暴力相談支援センター機能を整備済みです。
  - ・ 都の調査（平成 23 年度）では、配偶者暴力相談支援センターの機能整備について、3 区が検討中、21 区市町村が今後検討するとしています。また、機能整備に当たり困難だと思える点について、半数以上の区市町村が、人員・予算の問題と相談体制及び対応への不安をあげています。
- 区市町村における基本計画の策定については、平成 23 年 8 月の都の調査では、24 区市が策定済みであり、14 区市が策定中、8 区市が今後検討するとしています。また、男女共同参画計画の改定等と併せて策定する区市が多くなっています。

### (3) 地方裁判所

配偶者暴力防止法では、被害者の生命又は身体に重大な危害が及ぶおそれがあるときは、被害者の申立てにより、加害者が被害者に近寄らないよう命ずる「保護命令」について定めており、これは地方裁判所の所管となっています。

- 配偶者暴力被害の深刻さに鑑み、保護命令の対象となる行為や関係者は法改正のたびに拡大されており、平成 22 年の保護命令発令件数は、全国で約 2,400 件となっています。
- 保護命令に必要な「申立書」を被害者が作成する際には、配偶者暴力相談支援センターや警察が助言等の支援を行っています。
- 平成 19 年度の法改正により、保護命令が出された場合、裁判所は速やかに配偶者暴力相談支援センターや警察等に通知することとなっており、被害者の生命、身体の保護のための連携が強化されました。

### (4) 民間団体

配偶者暴力問題に関連して、民間では様々な団体が活動しています。

- 被害者支援のための豊富なノウハウを持って積極的に被害者支援に取り組んでいる民間支援団体は、多くの被害者を支えています。その取組としては、相談、民間シェルターやステップハウス<sup>※7</sup>の運営、就労のための講座開催、自助グループ活動等があり、被害者の立場に立った幅広いものとなっています。
- 近年、民間支援団体の中には、国や自治体からの委託や助成を受けて被害者支援を行う団体も増加しており、連携した取組が進んできています。
- 弁護士会、医師会、民生・児童委員協議会等、それぞれ専門性の高いこうした団体は、その活動の一環として、配偶者暴力の早期発見や被害者の自立支援に関わる普及啓発など、行政との連携を図っています。

---

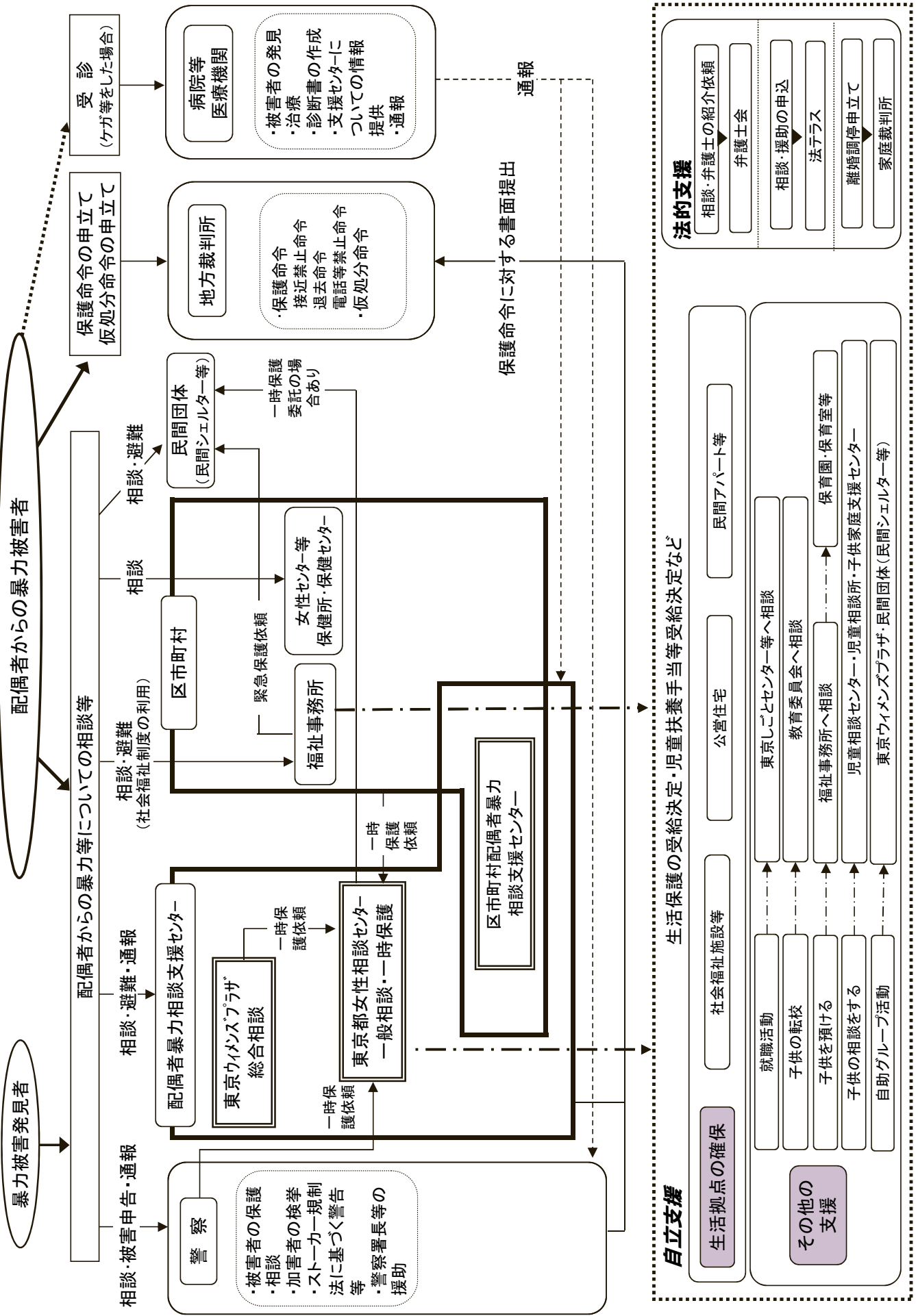
※7 ステップハウス 一時保護施設等を退所した後、すぐに自立生活に移れない被害者が、心のケアや自立に向けた準備をするための中間施設。

#### (5) 支援関係機関・団体との連携

都においては、庁内関係各局、警視庁、区市町村の男女平等参画担当部署及び福祉・児童等関係部署、地方裁判所、地方検察庁、入国管理局、弁護士会、医師会、法テラス（日本司法支援センター）、民生・児童委員連合会、民間支援団体等、配偶者暴力対策に係る幅広い関係機関・団体を構成員として、「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」を設置・運営しています。

- この会議において、施策を着実に推進するための協議や中長期的な課題の検討を行い、関係機関・団体がそれぞれの役割を果たしつつ連携することで、切れ目のない被害者支援を目指しています。
- 「配偶者暴力対策推進部会」と「配偶者暴力対策連携部会」の二つの部会を設けて、施策の推進を図るとともに、連携した取組のための課題の検討を行っています。

### 3 配偶者暴力被害者支援体系図



## Ⅲ 施策実施に当たっての視点と目標

### 1 視点

本計画では、配偶者暴力防止法及び国の基本方針の趣旨を踏まえ、都の配偶者暴力対策を推進していくために、次の三つを施策推進上の中心的視点として取り組んでいきます。

#### (1) 暴力の未然防止と早期発見のための施策の充実

配偶者暴力対策においては、被害者への支援とともに、配偶者からの暴力を未然に防止する観点からの取組が重要です。広く都民に対して、暴力が犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること等を啓発する必要がある、特に、若いうちから暴力を伴わない人間関係を構築する観点からの教育・啓発を行っていくことが重要となっています。また、被害者を早期に発見し、適切な対応を行うことは、更なる暴力を防止し、被害を深刻化させないために重要です。

都においては、配偶者暴力の未然防止や被害者の早期発見のための取組を進めていきます。

#### (2) 相談から自立まで被害者の視点に立った支援体制の強化

被害者が、配偶者の暴力から逃れ本人の意思に沿った自立に至るまでには、相談から保護、生活再建に至るまで、様々な機関からの支援が必要になります。被害者や家族の安全を確保することを最優先に、被害者の視点に立った切れ目のない支援を行うため、これまでの支援体制のより一層の充実・強化を目指します。

#### (3) 区市町村における配偶者暴力対策の一層の充実

配偶者暴力対策においては、被害者の生活再建までを視野に入れる必要があることから、身近な地域における支援の必要性は高まってきています。平成 19 年度の法改正においても、区市町村における配偶者暴力対策の充実を図るため、配偶者暴力対策基本計画の策定と、配偶者暴力相談支援センターの機能整備が努力義務として定められました。

都においても、被害者が自分の状況に応じた相談機関や自立支援の内容を選択できるよう、区市町村における配偶者暴力対策の推進体制づくりを一層支援していきます。

この視点に沿って施策を着実に推進していくため、具体的な目標を以下のとおり定めます。

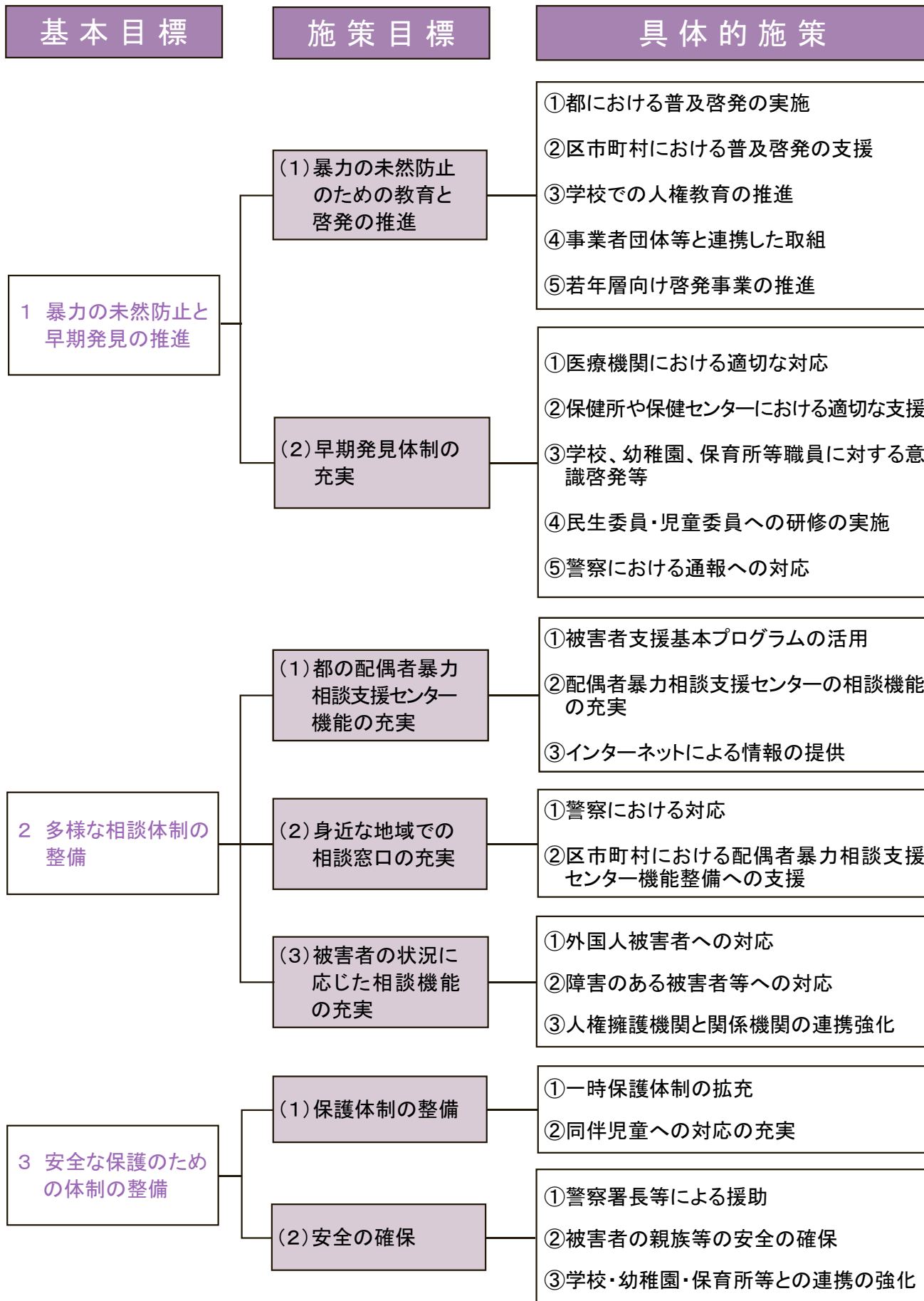
目標項目	現状（23.8.1 現在）	28 年度目標
区市町村における基本計画策定団体数	24 団体	47 団体
区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備団体数	2 団体	5 団体

## 2 基本目標

具体的施策を展開するに当たって、分野別の目標を次のとおり七つの基本目標として掲げます。

- (1) 暴力の未然防止と早期発見の推進
- (2) 多様な相談体制の整備
- (3) 安全な保護のための体制の整備
- (4) 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備
- (5) 関係機関・団体等の連携の推進
- (6) 人材育成の推進と適切な苦情対応
- (7) 調査研究の推進

# IV 施策の体系



## 基本目標

## 施策目標

## 具体的施策

### 4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備

#### (1) 総合的な自立支援の展開

- ①総合的な被害者支援のための質の充実
- ②配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充
- ③福祉事務所等との連携強化
- ④ひとり親家庭の支援の充実

#### (2) 安全で安心できる生活支援

- ①住民票の取扱い等適切な運用
- ②医療保険に関する適切な情報提供
- ③年金等各種制度に関する適切な情報管理及び情報提供
- ④就学の支援
- ⑤学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等(再掲)
- ⑥自助グループへの参加支援
- ⑦配偶者暴力相談支援センターにおける法的支援

#### (3) 就労支援の充実

- ①職業訓練の充実
- ②東京しごとセンター等における就労支援
- ③民間ボランティア等との連携によるIT講座の実施
- ④事業者との連携による就労支援の仕組みづくり

#### (4) 住宅確保のための支援の充実

- ①都営住宅を活用した被害者の住宅の確保
- ②一時保護施設等退所後の支援
- ③家賃債務保証制度に関する国への要望

#### (5) 子供のケア体制の充実

- ①子供のケア体制の徹底
- ②子供家庭支援センターの拡充
- ③子供の心のケアの充実
- ④子供に対する講座の実施



基本目標

施策目標

具体的施策

5 関係機関・団体等の連携の推進

(1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化

- ① 都と区市町村の役割分担に基づく連携の促進
- ② 区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定支援
- ③ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援(再掲)
- ④ 配偶者暴力対策のためのネットワーク会議の充実
- ⑤ 被害者支援基本プログラムの活用(再掲)

(2) 民間団体との連携・協力の促進

- ① 民間団体との連携の促進
- ② 配偶者暴力被害者支援民間人材の養成

6 人材育成の推進と適切な苦情対応

(1) 人材の育成

- ① 職務関係者研修の充実

(2) 二次被害の防止

- ① 二次被害防止のための研修の充実

(3) 苦情への適切かつ迅速な対応

- ① 相談機関における苦情処理担当の設置と手順の明確化

7 調査研究の推進

(1) 調査研究

- ① 配偶者暴力被害に関する調査研究

(2) 加害者対策の検討

- ① 加害者対策のあり方検討

**第 二 部**  
**具 体 的 施 策**



## 基本目標 1

## 暴力の未然防止と早期発見の推進

### 施策目標 (1) 暴力の未然防止のための教育と啓発の推進

#### ■現状・課題

- 配偶者暴力防止法の制定以降、配偶者暴力に対する認識は社会的に広がってきましたが、平成21年3月の内閣府「男女間における暴力に関する調査」（以下「内閣府調査」という。）によると、配偶者暴力防止法があることは知っていてもその内容も知っているのは全体の1割強にとどまっています。逆に、法があることもその内容も知らなかったという人は2割以上おり、この割合は、3年前の前回調査時よりも増えています。
- 配偶者暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において起こることから、被害者本人の気づきが遅れたり、被害が潜在化する傾向が見られます。また、東京都の「男女平等参画に関する世論調査（平成23年1月調査）」で「被害者にも暴力を振るわれる原因があるはずだ」という考えを5割弱が肯定しているなど、未だに「被害者が悪い」とする周囲の認識不足や認識の誤りもあります。
- 都では、配偶者暴力防止のパンフレットやカードの作成による周知、講演会の開催などによる啓発を行ってきました。配偶者暴力を無くし、暴力防止への理解を広く促すためには、多くの都民に向け、これまでの啓発方法に加えて、対象者に応じた多様な媒体を活用するなど啓発方法の充実により、幅広い普及啓発を行う必要があります。
- また、内閣府調査では、女性の1割強が10歳代から20歳代の頃に交際相手から身体的暴力・精神的暴力・性的暴力のいずれかを受けたことがあることが分かります。その被害について、被害者（男性を含む）の半数は友人や知人に相談し、2割は家族や親戚に相談していますが、被害者の4割弱は誰にも相談していません。被害を相談しなかった理由として、「相談するほどのことではないと思ったから」が最も多く、「自分にも悪いところがあると思ったから」が続いていることから、若年の被害者の受けている行為が暴力であるという認識が必ずしも定着していなかったり、加害者が様々な理由をつけて暴力を正当化するなどの心理的な影響を与えているとも考えられます。
- 都では、若年層向け相談先周知カードを作成し、都内大学、短期大学、専修学校等の学生に配布するなどの取組を行っていますが、若年層に対する啓発方法としては、特に若年層がよく利用する媒体を活用した取組が有効であると考えられます。

- また、暴力の未然防止のためには、お互いを尊重するなどの適切な人間関係形成に向けた取組を行うなど、発達段階に合わせた指導・教育を継続的に推進することが必要です。

### ■取組の方向性

- 配偶者からの暴力が犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることや配偶者暴力防止法の内容などについて、テレビやインターネット、交通広告等様々な媒体を活用して幅広い普及啓発を実施し、配偶者からの暴力に関する都民の理解を深めていきます。また、企業等と連携した啓発の取組についても検討します。
- 若年層に対しては、特に若年層がよく利用するインターネット等の媒体を活用して、交際相手からの暴力に関する啓発を推進するとともに、若年層がより相談しやすい方策についても検討します。
- 学校教育においては、学習指導要領に基づいて人権教育を推進し、発達段階に合わせてお互いを尊重する指導を適切に行います。
- また、大学等においても交際相手からの暴力について学ぶ機会を設けるなど、継続的な取組を推進します。
- 特に、配偶者暴力被害者と接する機会を持つ職業を選択する可能性が高い学部・学科の学生に対して、配偶者暴力に関する理解を深めるための取組を行います。

### ■具体的施策

#### ① 都における普及啓発の実施

##### 【これまでの主な取組】

- 一般都民向け講演会の実施
- パンフレット・PRカードの作成・配布
- 広報東京都、ホームページにおける広報展開
- 人権啓発資料「みんなの幸せをもとめて」の作成・配布（社会教育関係者向け）

##### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 都の広報紙、テレビやラジオ番組及びホームページ等を活用するほか、「女性に対する暴力をなくす運動」期間等の機会を捉えて、広く都民への啓発を行います。	生活文化局

内容	所管局
○ 配偶者暴力に関する講演会やセミナー等の内容を充実させ、実施方法なども工夫します。	生活文化局
○ 配偶者暴力の防止に係るパンフレットやPRカード等の啓発資料の内容を充実させ、様々な機会を活用して広く配布するなど、都民及び関係機関の理解を深めていきます。	生活文化局
○ 特に、配偶者暴力被害者と接する機会を持つ職業を選択する可能性が高い学部・学科の学生に対し、配偶者暴力に関する講演会や研修等への参加を促すなどの啓発活動を行います。	生活文化局
○ 人権問題への正しい理解と認識を深めるため、社会教育関係指導者を対象とした人権啓発学習資料に配偶者暴力について掲載するとともに、内容の充実を図ります。	教育庁

## ② 区市町村における普及啓発の支援

### 【これまでの主な取組】

- 区市町村の担当課長会を通じて地域での広報や啓発活動の推進を依頼
- 区市町村に対する講演会やシンポジウム開催時の助言
- 都作成の啓発資料の区市町村への配布・活用促進

### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 区市町村が、広報紙等により地域住民・地域団体等に配偶者暴力に関する理解と防止に向けた普及啓発を行うよう、働きかけます。	生活文化局
○ 区市町村における配偶者暴力に関する講演会やセミナー、シンポジウムの開催において、必要に応じた情報提供を行い、取組を促します。	生活文化局
○ 区市町村でも活用できるよう、都の啓発資料の配布や貸出しを積極的に行っていきます。	生活文化局

### ③ 学校での人権教育の推進

#### 【これまでの主な取組】

- 人権教育研究協議会の開催
- 人権教育プログラムの作成・配布（教員向け）

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 人権教育研究協議会を通じて、家庭において配偶者暴力が行われることが児童・生徒への虐待に当たることなど、配偶者暴力や児童虐待等についての知識や対応等について、園長・校長を始め教諭等に周知し、学校全体の取組につなげます。	教育庁
○ 人権教育プログラムの内容の充実を図り、理解を深めていきます。	教育庁

### ④ 事業者団体等と連携した取組

#### 【これまでの主な取組】

- 「東京都男女平等参画を進める会<sup>\*</sup>」の開催（年2回）やメールマガジンを活用した情報提供
- 医師会や弁護士会、法テラス等へ配偶者暴力対策ネットワーク会議を活用した情報提供や研修の情報提供

（<sup>\*</sup>事業者、民間団体やPTA等 32 の団体から構成され、東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画の策定・推進に関して、都と連携・協力して取り組む場として設置）

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○「東京都男女平等参画を進める会」の参加団体に対してメールマガジンの活用等により、配偶者暴力についての情報提供を充実させていきます。	生活文化局
○ 医師会や弁護士会、法テラスなどへも資料送付や情報提供を行い、連携して啓発活動を行います。	生活文化局
○ 企業における人権研修等の一環として配偶者暴力の内容を取り入れるなど、企業と連携した啓発の取組についても検討します。	生活文化局

## ⑤ 若年層向け啓発事業の推進

### 【これまでの主な取組】

- 若年層向け相談先周知カード「デートDVって、なんだろう？」の作成、都内大学・短大・専修学校等への配布
- 教職員に向けた職務関係者研修の実施
- 大学等への研修・講演会の情報提供
- 若年層対象のイベント等の開催時における資料配布

### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 若年層に向けて、交際相手からの暴力についての相談機関を周知するなど、啓発資料を作成し、配布します。	生活文化局
○ 都が行う若年層を対象としたイベント等において資料配布などの啓発活動を行います。	青少年・治安対策本部
○ 若年層がよく利用するインターネット等の様々な媒体を活用して、交際相手からの暴力に関する啓発を行います。	生活文化局
○ 大学等の学生相談室等への資料配布や情報提供を始め、大学等と連携した教育・啓発活動を行います。	生活文化局
○ 若年層に対する予防啓発を効果的に実施するための方策を検討するため、若年層における交際相手からの暴力に関する意識や実態について調査・分析を行います。	生活文化局
○ 教職員に対し、交際相手からの暴力についての内容を取り入れた研修を充実します。	生活文化局



## 施策目標 (2) 早期発見体制の充実

### ■現状・課題

- 配偶者暴力の被害者の中には、加害者への恐怖感などから支援を求められない人や、自分が被害者であると気付かないまま暴力を受け続ける人がいます。そのため、配偶者暴力の発見が遅れ、問題がより深刻化することもあります。
- 内閣府調査では、配偶者から受けた被害をどこにも相談しなかった女性の2人に1人、男性の3人に2人が「相談するほどのことではないと思った」と考えています。
- 都では、配偶者暴力対策として、周囲の人々による被害の早期発見や適切な情報提供が有効であると考え、これまで様々な関係者に対する啓発資料の作成・提供や対象者別の研修を実施してきました。
- 暴力の被害によるけが等の治療や心のケアを行う医療機関、子供を通じて関わりを持つ保育所や幼稚園、学校、地域を見守る民生委員・児童委員などが、配偶者暴力に関する知識を深め、発見時の通報や早期発見の体制を一層強化していくことが必要です。
- 特に、医師や保健師、看護師等の医療関係者は、日常の業務を行う中で、配偶者暴力の被害者を発見しやすい立場にいることから、被害者の早期発見や通報、被害者に対する情報提供など積極的な役割が期待されています。必ずしも多くの医療関係者が配偶者暴力に関する知識や被害者への対応方法に精通しているとは言えないことから、一層の周知に努め、医療機関との連携の強化を図っていくことが重要です。

### ■取組の方向性

- 医療機関や保健センター、保育所・幼稚園・学校等の教職員、民生委員・児童委員等地域で被害者を取り巻く関係者に対する研修など、配偶者暴力の被害者の早期発見体制の強化と適切な対応に向けた取組の充実を図ります。
- 特に、医療関係者に対しては、医療関係者向けの広報、医療関係者に特化した対応マニュアル等の作成・配布など、様々な機会を利用して周知を行い、連携の強化を図っていきます。

## ■ 具体的施策

### ① 医療機関における適切な対応

#### 【これまでの主な取組】

- 医療関係者(医師・看護師・MSW<sup>\*</sup>等)に向けた職務関係者研修の実施
  - 都立病院における医療関係者向けの研修の実施
  - パンフレット「配偶者からの暴力で悩んでいませんか」の医療機関への配布
  - 「医療機関向け犯罪被害者支援マニュアル」の改定(配偶者暴力の項目を充実)
- (<sup>\*</sup>MSW=メディカルソーシャルワーカー:病気やけがに伴って発生する生活上の問題や悩み、医療費や福祉制度、退院後の社会復帰に関する相談の専門員)

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 各都立病院において、児童・高齢者虐待、配偶者暴力の内容を盛り込んだ虐待等対策検討に関する要綱及び手順書を活用し、統一的に対応していきます。	病院経営本部
○ 医療関係者に対し、配偶者暴力の早期発見と適切な対応についての研修等を実施します。	生活文化局 病院経営本部
○ 医療関係者に対し、配偶者暴力の早期発見と適切な対応についてのマニュアル等を作成、配布します。	生活文化局
○ 都の医療機関、医師会等の協力のもとに、被害通報先や支援のための関係機関情報の周知徹底を図ります。	生活文化局 福祉保健局

### ② 保健所や保健センターにおける適切な支援

#### 【これまでの主な取組】

- 保健師等に向けた職務関係者研修の実施
- 配偶者暴力被害者支援基本プログラムの活用

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 子供の健診や母子保健相談、精神保健福祉相談等の日常業務を通じ、配偶者暴力の早期発見と適切な対応に努めます。	福祉保健局

内容	所管局
○ 保健所や保健センターの職務関係者に対し、配偶者暴力に関する研修等を実施します。	生活文化局 福祉保健局

### ③ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等

#### 【これまでの主な取組】

- 関係者向け啓発資料「配偶者暴力被害者支援ハンドブック」の幼稚園・保育所への配布
- 小・中学校、児童館への都作成資料・パンフレット等の配布
- 学校の教職員向け、幼稚園・保育所職員向けなど対象者別の研修の実施

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 配偶者暴力がある家庭では、子供への直接的な暴力とともに、暴力を目撃することによる影響も重大であることから、児童虐待を取り扱う関係機関との連携体制を強化します。	生活文化局 福祉保健局 教育庁
○ 各学校、幼稚園、保育所等に対して、配偶者暴力に関するパンフレットを配布する等情報提供を行います。また、必要に応じて、児童館や学童クラブなど子供が通う施設に対しても情報提供を行います。	生活文化局 福祉保健局 教育庁
○ 各学校、幼稚園、保育所等の関係者に対して、早期発見や適切な対応についての研修を行います。	生活文化局 福祉保健局 教育庁

### ④ 民生委員・児童委員への研修の実施

#### 【これまでの主な取組】

- 関係者向け啓発資料「配偶者暴力被害者支援ハンドブック」・パンフレットの配布
- 民生委員・児童委員の手引に配偶者暴力防止法及び被害者支援について記載
- 民生委員・児童委員等を対象とした職務関係者研修の実施
- 民生委員の行う講座等への講師派遣

### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 配偶者暴力についての社会的関心を高めるため、地域において見守りの中心となる民生委員・児童委員に対し、様々な機会を活用して配偶者暴力に関する情報を提供します。	生活文化局 福祉保健局
○ 身近な地域での早期発見や支援を促すため、民生委員・児童委員等が暴力を発見した際に適切な対応が取れるよう、民生委員・児童委員等を対象とした研修を実施します。	生活文化局

### ⑤ 警察における通報への対応

#### 【これまでの主な取組】

- 配偶者暴力(主に通報・被害者対応)について取り入れた各警察署の相談責任者向け実務研修の実施
- 配偶者暴力被害への通報時の速やかな対応・関係機関との連携の徹底

### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 警察への通報等により、配偶者暴力が行われていると認められるときは、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めていきます。	警視庁
○ 警察は、被害者の意思を尊重し、置かれている状況に配慮しつつ、関係機関と連携した速やかで適切な対応に努めます。	警視庁
○ 通報時に迅速かつ適切な対応ができるようにするため、各警察署員に対しての研修の充実・強化を図ります。	警視庁

## 基本目標 2

## 多様な相談体制の整備

### 施策目標 (1) 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実

#### ■現状・課題

- 都の配偶者暴力相談支援センターでの配偶者暴力に関する相談件数は、配偶者暴力防止法の施行後、平成 14 年度の 7,300 件が平成 22 年度には 9,442 件へと増加しています。
- 電話相談については、年末年始を除く毎日朝9時から夜9時まで対応しているほか、面接相談、精神科医や弁護士による専門相談等によってきめ細かい対応に取り組んでおり、また、女性だけではなく男性からの電話相談にも対応しています。
- このほか、電話や来所による相談が困難な被害者が知りたい情報を容易に入手できるよう、ウェブサイト上での情報提供を実施しています。
- また、複雑・多様化する相談に適切に対応するため、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」を作成し、相談窓口等関係機関共通のマニュアルとして活用しているほか、外部の専門家による相談員へのスーパーバイズ<sup>※</sup>を実施し、相談対応の質の向上にも努めています。
- 今後も、被害者に対する情報提供・相談支援の充実や、相談機能の充実を図るなど、都の配偶者暴力相談支援センターとしての機能を一層充実させていく必要があります。

(<sup>※</sup>相談員のための研修。外部の専門家を招き、対応事例の検証を行うことや、複雑で困難な相談事例への対応について指導や助言を受けることなどにより、相談員の資質を向上させるもの)

#### ■取組の方向性

- 外部専門家によるスーパーバイズの充実や支援関係機関の調整を行うことのできる職員・専門員の育成などにより、相談者の様々なニーズに適切かつ迅速に対応するための相談機能の充実を図ります。
- また、電話や来所による相談が困難な場合でも必要な情報が入手できるように、情報提供を一層充実させます。

## ■ 具体的施策

### ① 被害者支援基本プログラムの活用

#### 【これまでの主な取組】

- 「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の改定、関係機関への配布
- 「配偶者暴力被害者支援ハンドブック」の作成、関係機関への配布

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 都内の各支援機関が統一的な支援を行うことができるよう、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」を活用するとともに、支援の実情や新たな社会資源等を反映した改定を行います。	生活文化局 福祉保健局

### ② 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実

#### 【これまでの主な取組】

- 年末年始を除く毎日 9 時から 21 時までの相談の実施
- 弁護士・精神科医による面接相談及び男性からの電話相談の実施
- 外部講師による相談員へのスーパーバイズの実施
- 区市相談員等関係機関との各種連携会議等を通じた連携の強化

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 一般相談のほか、弁護士、医師、心理職員等による専門相談等、体制の充実を図り、それぞれの被害者に応じた適切な情報を提供します。	生活文化局 福祉保健局
○ 男性被害者に対して電話相談だけでなく、面接相談、一時保護、自立支援まで適切な対応が取れるよう検討します。	生活文化局 福祉保健局
○ 被害者への切れ目ない支援を行うため、関係機関との連携を強化します。	生活文化局 福祉保健局
○ 複雑・多様化する相談に適切に対応するため、区市町村も含めた相談員に対する外部専門家によるスーパーバイズを充実します。	生活文化局 福祉保健局

内容	所管局
○ 複雑・多様化する相談に適切に対応するため、支援関係機関の調整を行うことのできる職員・専門員を育成します。	生活文化局
○ 交際相手からの暴力の被害者に対し、特別相談を実施するほか、若年層がより相談しやすい方策についても検討します。	生活文化局

### ③ インターネットによる情報の提供

#### 【これまでの主な取組】

- 東京ウィメンズプラザホームページ「配偶者暴力被害者ネット支援室」における情報提供

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 「配偶者暴力被害者ネット支援室」の内容の充実など、インターネットによる情報提供の充実を図ります。	生活文化局
○ 交際相手からの暴力に関する支援情報についても、インターネットによる情報提供を行います。	生活文化局

## 施策目標（2） 身近な地域での相談窓口の充実

### ■現状・課題

- 都内における配偶者暴力に関する相談件数は、東京都配偶者暴力相談支援センター、区市町村、警察の合計で平成 22 年度は約 35,500 件であり、年々増加しています。とりわけ、区市町村における相談件数は、平成 15 年度の 11,164 件が平成 22 年度には 23,462 件と大きく増加しています。これは身近な地域における相談体制の充実や、相談窓口が周知されてきたことなどによるものと考えられます。
- しかし、被害者の立場からみると、どの窓口が相談先として最も適切なのか分かりにくかったり、窓口によって対応が異なる場合があるなど、支援を求めにくいという声もあります。
- 内閣府調査では、配偶者から何らかの暴力被害を受けた人の相談先として、配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター・女性センター、法務局・地方法務局、人権擁護委員はいずれも 1%未満であり、どこ（だれ）にも相談しなかったという回答が 6 割となっています。このことから、現に相談窓口を訪れたのは被害者の一部に過ぎず、地域に相談先との接点がない潜在的な被害者が多いものと考えられます。
- 平成 19 年度の配偶者暴力防止法の改正で、区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの機能整備が努力義務とされました。このため、都では、区市町村に対する支援策として、配偶者暴力相談支援センターの機能整備に向けた手引の作成、被害者支援の中核となる人材や相談員を養成するための研修などを実施してきました。
- 今後も、配偶者暴力の被害を潜在化させないよう、また、相談を適切な支援に結びつけていくために、身近な地域で適切に相談を受けられる体制を強化することが重要となっています。

### ■取組の方向性

- 区市町村の男女共同参画センターや福祉事務所、警察等の各相談窓口で被害者に接する職員への研修を充実させるなど、身近な地域において被害者からの相談に適切に対応できるように、相談体制の強化を図ります。
- 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援など、区市町村への支援を一層充実させます。



## ■ 具体的施策

### ① 警察における対応

#### 【これまでの主な取組】

- 相談責任者実務研修等各種講習を活用した相談対応等の充実
- 被害者支援に係る配偶者暴力相談支援センターとの連携

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 警察が被害者から相談を受けた場合は、関係機関の情報や、警察署長等の援助の制度、保護命令制度、被害届についての助言等、必要な情報提供を適切に行います。	警視庁
○ 更なる相談体制の強化を図るとともに、適切な対応がとれるようにするための研修等を充実します。	警視庁

### ② 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援

#### 【これまでの主な取組】

- 相談員養成講座、相談員スーパーバイズの実施
- コーディネート研修の実施
- 「配偶者暴力相談支援センター機能整備の手引」の作成・配布
- 区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口の設置

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 区市町村の相談員の資質向上を図るため、相談員養成研修を充実します。	生活文化局
○ 区市町村における配偶者暴力被害者の支援体制の中核となる人材を養成するため、関係機関の調整を行う職員等を対象とした、支援のための総合的な知識や技術に関する研修を充実します。	生活文化局
○ 「区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口」において、支援センター運営に必要な情報等を提供し、機能整備を進める区市町村に技術的支援を行います。	生活文化局
○ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備を促進するため、区市町村に対し、支援センター機能整備に関する説明会を実施します。	生活文化局

### 施策目標 (3) 被害者の状況に応じた相談機能の充実

#### ■現状・課題

- 配偶者暴力防止法が対象としている被害者には、日本在住の外国人や心身に障害のある人も含まれています。対応に当たっては、これらの被害者の立場に配慮する必要があります。
- 都の配偶者暴力相談支援センターには、日本語を十分に話せない人も含め、外国人被害者からの相談も寄せられています。外国人被害者への対応に当たっては、相談や自立に向けた情報提供のための通訳や翻訳などの支援が必要であり、支援策の充実が求められています。都では、外国人被害者支援のため、平成 22 年度に 12 言語に及ぶ通訳人材を養成し、区市町村からの依頼に基づき派遣する取組を進めています。
- 心身に障害のある被害者や高齢の被害者に対しては、配偶者暴力の相談窓口の職員に加えて、障害者や高齢者虐待の相談窓口職員等日常的に接する機会の多い職員への研修の充実や、各相談窓口との連携などにより、その障害と被害の状況に応じた適切な支援を行う必要があります。
- また、外国人被害者や障害のある被害者等に対し、相談窓口などの情報が必ずしも十分に行き届いているとは言えないので、効果的な情報提供が必要です。

#### ■取組の方向性

- 外国人被害者に対しては、養成した外国人被害者支援のための通訳人材の活用などにより、相談体制の充実を図ります。
- 障害のある被害者や高齢の被害者に対しては、障害者や高齢者虐待の相談窓口職員等日常的に接する機会の多い職員への研修の充実や、各相談窓口との連携の強化など、被害者の状況に応じた適切な支援が行えるよう、相談体制の充実を図ります。
- 外国人被害者や障害のある被害者等への支援に当たっては、被害者に身近な支援団体との連携による取組についても検討します。

## ■ 具体的施策

### ① 外国人被害者への対応

#### 【これまでの主な取組】

- 通訳検討会の開催（21年度）
- 外国籍被害者支援のための通訳者研修の実施、修了者の登録
- 東京都女性相談センターにおける通訳委託、来日外国人女性緊急保護事業の実施
- 外国人登録原票の取扱いについての情報提供

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 日本語が十分に話せない外国人被害者に対し、必要に応じて委託による通訳での対応を行います。	福祉保健局
○ 外国人被害者の相談及び自立支援に必要な通訳に係る人材養成を、民間団体と連携して進めます。	生活文化局
○ 養成した外国人被害者支援のための通訳人材を、区市町村からの依頼に基づき派遣します。	生活文化局
○ 外国人被害者の相談に対応する際に窓口職員が活用できるよう、相談シートを作成し、区市町村に配布します。	生活文化局
○ 外国人登録原票の取扱い等について区市町村窓口及び被害者の双方に周知徹底し、被害者の個人情報の保護を図ります。	生活文化局 福祉保健局
○ 被害者に身近な支援団体を通じて相談窓口を周知するなど、支援団体との連携による取組を検討します。	生活文化局

## ② 障害のある被害者等への対応

### 【これまでの主な取組】

- 相談員、職務関係者に対する研修の実施
- 配偶者暴力被害者支援基本プログラムの改定、活用
- 障害者、高齢者等の各相談窓口等との連携による対応

### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 障害のある被害者や高齢の被害者に対し適切な支援が行えるよう、区市町村等職員に対する研修等を実施します。	生活文化局 福祉保健局
○ 被害者が障害者である場合は、障害の種類や程度など被害者の状況に応じて、障害者相談支援機能との連携を図り、適切な支援につなげます。	生活文化局 福祉保健局
○ 被害者が高齢者である場合は、高齢者虐待相談窓口と連携を図り、適切な支援につなげます。	生活文化局 福祉保健局
○ 被害者に身近な支援団体を通じて相談窓口を周知するなど、支援団体との連携による取組を検討します。	生活文化局

## ③ 人権擁護機関と関係機関の連携強化

### 【これまでの主な取組】

- 人権相談機関連絡協議会開催（年4回程度）
- 配偶者暴力対策ネットワーク会議への人権擁護機関の参加

### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 法務省の人権擁護機関及び都の人権相談窓口において配偶者暴力被害者から相談があった場合に適切な対応・支援が行えるよう、連携の強化を図ります。	総務局

## 基本目標 3

## 安全な保護のための体制の整備

### 施策目標 (1) 保護体制の整備

#### ■現状・課題

- 平成 21 年3月の東京都「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査」(以下「実態調査」という。)では、配偶者暴力相談支援センターで面接相談を行った被害者の約半数が、配偶者等から週1回以上暴力を受けており、6割弱が医療機関で治療を受けた経験があると答えています。
- このように配偶者暴力は、身体や生命に危険が及び可能性があり、被害者が保護を求めた場合には、速やかに安全な場所で保護する体制が必要です。
- 都の配偶者暴力相談支援センターでは、平成 14 年度以降、概ね 500 件から 600 件の配偶者暴力被害者の一時保護を行ってきました。そのうち、6割程度は子供を同伴しています。一時保護中の同伴児童に対しては、保育室の設置や保育士の配置により保育を行うほか、職員等による就学児童への学習支援を行うなどの対応を行っていますが、同伴児童への対応の一層の充実が必要です。
- 配偶者暴力被害者には、被害の状況等から精神的に不安定な被害者や、貧困や児童虐待などの複合的な問題を抱えた被害者なども多く見られることから、同伴児童も含めた心理的なケアの充実も必要です。また、平成 22 年度には、一時保護件数の約 1 割を外国人女性が占めています。このほか、障害者、高齢者、妊産婦など特別な配慮を必要とする場合もあり、被害者の状況に応じた対応の一層の充実が必要となっています。
- 都の配偶者暴力相談支援センターで一時保護を受けた被害者全体のうち、およそ半数は委託施設(民間施設)で保護を受けています。被害者の安全と安心を確保しながら、状況と必要性に応じた一時保護が行えるよう、民間団体との連携も含めた対応も求められます。

#### ■取組の方向性

- 一時保護を必要とする被害者の多様な特性を理解して尊重し、被害者の状況に応じたより適切な保護を実施できるように、民間団体への一時保護委託や、必要に応じて民間シェルターの利用など民間団体との連携も含め、

保護体制の充実を図ります。

- 児童に対する心理的ケアや就学児童に対する適切な学習機会の提供など、同伴児童への対応の充実を図ります。

## ■ 具体的施策

### ① 一時保護体制の拡充

#### 【これまでの主な取組】

- 東京都女性相談センターにおける一時保護の実施
- ケース内容に対応した委託施設での一時保護の実施
- 一時保護を必要とする外国人に対する通訳委託対応
- 母子ケースにおける同伴児童対応強化

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 被害者の状況や必要性に合わせて柔軟に対応できるよう、民間委託の拡充に努めます。	福祉保健局
○ 日本語が十分に話せない外国人被害者に対し、必要に応じて委託による通訳での対応を行います。	福祉保健局
○ 外国人被害者の一時保護については、習慣、価値観等に十分配慮して対応します。	福祉保健局
○ 民間団体と連携し、外国人被害者に対して引き続き適切な対応ができるようにします。	福祉保健局
○ 障害のある被害者に対し適切な対応ができるよう努めるとともに、必要に応じて他の福祉施設等との連携を図り、活用できるよう検討します。	福祉保健局
○ 男性被害者の一時保護について、宿泊所など既存施設の一時利用等を含め、適切な対応がとれる体制について検討します。	福祉保健局

② 同伴児童への対応の充実（新）

【今後の取組】

内容	所管局
○ 保育室の設置や保育士の配置などにより、保育の充実を図ります。	福祉保健局
○ 就学児童に対する適切な学習機会の提供を行います。	福祉保健局
○ 児童に対する心理的ケアの充実を図ります。	福祉保健局

## 施策目標（2）安全の確保

### ■現状・課題

- 被害者の安全は、緊急時の一時保護だけでなく、被害者が加害者の追及から逃れるなどして、通常の社会生活を送る中でも確保されるべきものです。東京都の実態調査では、被害者の約4割が加害者からの追跡について不安を感じていると答えています。また、被害者支援を行う民間機関の2割以上が加害者からの問い合わせや威圧的行為を受けています。
- 被害者の安全を確保するためには、保護命令制度の利用が有効です。最高裁判所の司法統計によると、裁判所への保護命令の申立件数は増加傾向にあります。また、発令件数では、警視庁に通知された保護命令件数は例年100件を超えており、全国では例年2,000件を超える保護命令が発令されています。
- 平成19年度の配偶者暴力防止法の改正により、保護命令の対象が被害者と同居する未成年の子供だけでなく、危害を被るおそれのある親族・知人にも広がりました。平成20年以降、全国で発令された保護命令の3割弱は親族等への接近禁止命令を含んでいます。被害者とその子供のみならず、親族等に対する安全確保が求められていることが分かります。警察庁の統計では全国の保護命令違反での検挙者数が微増の傾向にあることから、警察等関係機関との連携を強化し、被害者及び関係者の安全の確保に努める必要があります。
- また、国の「第3次男女共同参画基本計画」においては、「保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況を分析し、その結果を踏まえて必要な対応について配偶者暴力防止法の見直しを含めて検討する。」とされています。都としては、国の動向を踏まえつつ、被害者及び関係者の安全の確保がより図られるよう、必要に応じて法改正に係る国への働きかけを行うことも必要です。
- 保護命令が出ていない場合でも、被害者及び関係者に危険が及ばないよう、保護命令だけでなく、ストーカー規制法等についても周知するなど、適切な対応が必要です。

### ■取組の方向性

- 保護命令制度やストーカー規制法等についての周知や被害者への情報提供など、被害者及び関係者の安全の確保に向けて適切な対応を行います。
- 警察との連携の強化に加えて、学校や保育所等各関係機関との連携の強



化を図ります。

- 被害者及び関係者の安全の確保がより図られるよう、保護命令期間の延長や緊急保護命令の創設など保護命令制度の拡充等について、国の動向を踏まえつつ、必要に応じて法改正に係る国への働きかけを行います。

## ■ 具体的施策

### ① 警察署長等による援助

#### 【これまでの主な取組】

- 緊急に一時的な保護を求める被害者に対する対応と、関係機関への連絡及び必要に応じた援助の実施
- 保護命令違反の取締りや被害者等の安全確保

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 法令に基づき、被害者から被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出を受けた場合、申出が相当であると認めるときは、被害者から援助申出書の提出を求め、被害者自らが行う安全確保策等を教示するとともに、被害者周辺の安全確保に必要な援助を行います。	警視庁
○ 保護命令発令後の保護対象者及び被害を受けるおそれのある親族・支援者等の安全確保を行います。	警視庁
○ 被害者やその子供だけではなく、親族や支援者に対しても、必要に応じて各種法令、配偶者暴力防止法による保護命令、ストーカー規制法などの適用を検討し、検挙等厳正な対応を行います。	警視庁

### ② 被害者の親族等の安全の確保

#### 【これまでの主な取組】

- 保護命令制度改正について各種行事でのパンフレット配布等広報の実施
- 必要に応じたストーカー規制法等の周知・活用

### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 被害者の親族・支援者も保護命令の対象であることについて広く周知し、適切に対応します。	警視庁
○ 保護命令の対象ではない場合でも、安全を確保するため、必要に応じてストーカー規制法等の適用を検討します。	警視庁

### ③ 学校・幼稚園・保育所等との連携の強化

#### 【これまでの主な取組】

- 教員・保育士等に向けた職務関係者研修の実施
- 児童相談担当部署と配偶者暴力相談支援センターの連携体制整備

### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 教員・保育士等を対象とした配偶者暴力対策の研修の充実を図ります。	生活文化局 福祉保健局 教育庁
○ 学校・幼稚園・保育所等と連携し、保護命令の対象となる子供の安全の確保と情報管理の徹底を図ります。	生活文化局 福祉保健局 教育庁
○ 保護命令の対象となる子供に対しては、相談窓口と学校、児童相談所等の各関係機関が連携しながら、状況に応じて様々な子供のケアと安全確保を図ります。	生活文化局 福祉保健局 教育庁

## 施策目標 (1) 総合的な自立支援の展開

## ■現状・課題

- 被害者がその生活を再建し、自立できるようになるまでには、就労や住宅の確保、子供の教育等様々な課題があります。その解決に向けて、多岐にわたる関係機関が連携を図り、被害者を相談から自立まで総合的に支援することが必要です。都では、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」を活用して都内の各関係機関が統一的な支援を行えるように努めています。
- 長期間の暴力により、加害者から逃れた後も心理的な影響に悩み、回復に時間がかかる被害者も多いため、心理的なサポートが必要です。都の配偶者暴力相談支援センターでは、被害者が自立のために必要とする心理的サポートや就労、法律等の自立支援情報の提供を行う講座等を実施しています。
- また、自立生活の再建のためには、専門的知識を持った支援者が生活保護の受給手続や離婚調停等の法的手続に同行支援を行うなど、日常的な支援が求められています。
- また、被害者が自立支援のための各種手続を行うに当たり、複数の窓口で個別に出向いて繰り返し自身の置かれた状況を説明することは、被害者にとって心理的に大きな負担になる上、加害者に遭遇する危険性を高めるおそれがあります。このため、関係機関が連携し、被害者の負担を軽減する取組も必要となります。
- 被害者にとって身近な地域で切れ目のない支援を受けることができるよう、都の配偶者暴力相談支援センターにおける各種情報提供や講座などの自立支援機能を充実させるとともに、区市町村の福祉事務所等との連携を深めることが必要です。

## ■取組の方向性

- 都の配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者が自立のために必要とする心理的サポートやニーズを踏まえた各種情報提供や講座等の支援策の充実など、自立支援機能の充実を図ります。
- 被害者が相談から自立まで切れ目のない支援を受けられるよう、関係機関との連携の強化を図ります。

- 被害者が様々な手続を一か所で行えるワンストップでの支援やワンストップセンターの整備など、被害者の負担軽減に向けた支援のあり方について検討します。

## ■ 具体的施策

### ① 総合的な被害者支援のための質の充実

#### 【これまでの主な取組】

- 「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の改定、関係機関への配布
- 「配偶者暴力被害者支援ハンドブック」の作成、関係機関への配布

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 都内の各支援機関が統一的な支援を行うことができるよう、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」を活用するとともに、支援の実情や新たな社会資源等を反映した改定を行います。	生活文化局 福祉保健局
○ 被害者が様々な手続を一か所で行えるワンストップでの支援やワンストップセンターの整備など、被害者の負担軽減に向けた支援のあり方について検討します。	生活文化局

### ② 配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充

#### 【これまでの主な取組】

- 被害者の自立のための多様な支援とその関係団体等についての情報収集及び提供の充実
- 東京ウィメンズプラザにおける自立支援講座の実施
- 自助グループへの活動場所の提供等の支援
- 自助グループ、サポートグループの情報提供等の実施

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 被害者の意思を尊重しながら、状況に応じてニーズを的確に把握し、必要な情報提供を行うとともに、区市町村・各機関が行う支援に適切につなげていきます。	生活文化局 福祉保健局

内容	所管局
○ 被害者が自立のために必要とする心理的サポートやニーズを踏まえて、自立支援講座を充実します。	生活文化局 福祉保健局
○ 孤立しがちな被害者の心の立ち直りに効果がある、自助グループやサポートグループ*に活動場所を提供し、連携しながら被害者への支援を行っていきます。（*カウンセラー等の専門的な知識を持つ人や配偶者暴力の被害経験を持つ人たちが、被害者の支援を行うためのグループ）	生活文化局
○ 被害者の心理的サポートのために行うグループ活動等について、複数の民間団体が連携して行う取組を支援します。	生活文化局
○ 区市町村と民間団体の連携を促すなど、被害者に対する同行支援の充実について検討します。	生活文化局
○ 区市町村が配偶者暴力相談支援センター機能を整備する場合に、併せて地域における自立支援機能の拡充を働きかけます。	生活文化局

### ③ 福祉事務所等との連携強化

#### 【これまでの主な取組】

- 配偶者暴力対策ネットワーク会議等の活用
- 婦人相談員研修、各種連携会議等を通じた連携・協力体制強化

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 地域において被害者の自立支援に重要な役割を担う福祉事務所との連携を強化するとともに、区市町村の子供家庭支援センターや児童相談所等関係機関同士の協力体制づくりを進めていきます。	生活文化局 福祉保健局
○ 被害者から生活保護の相談があった際の対応及び申請を受けた際の調査等において、被害者の安全確保に配慮するとともに、適切に保護を実施するよう福祉事務所等保護の実施機関に対して働きかけます。	福祉保健局

#### ④ ひとり親家庭の支援の充実

##### 【これまでの主な取組】

- 母子家庭相談指導者研修会
- 母子家庭及び寡婦自立促進講習会
- 自立促進相談員による就業相談の実施
- 自立支援給付金事業

##### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 被害者の状況に応じて、職業訓練や自立支援給付金事業など、都のひとり親家庭に係る各種支援制度を活用し、自立を支援します。	福祉保健局
○ 配偶者暴力相談支援センター等の相談機関は、母子家庭等就業・自立支援センター等と連携し、被害者に必要な情報提供を行います。	福祉保健局

## 施策目標（２） 安全で安心できる生活支援

### ■現状・課題

- 被害者の自立を支援していく上で重要なことは、被害者や関係者の安全を確保し安心して生活できるよう支援することです。
- そのためには、加害者の追及が及ばないように被害者の個人情報の管理に細心の注意を払うとともに、生活のために必要となる各種手続について、都や区市町村の各所管部署が共通した理解を持ち対応することが求められます。
- また、子供がいる被害者が安心して子供と生活できるよう、学校や保育所などの関係機関との連携を強化し、協力体制を築くことが必要です。
- 被害者や関係者の安全を確保して安心して生活できるようにするためには、保護命令や離婚調停などの法的手続が大きな効力を発揮します。しかし、心身ともにダメージを抱えた被害者自身が独力で全ての手続を行うことは困難です。
- 都の配偶者暴力相談支援センターでは、相談業務の中で法的手続に関する情報提供を行うとともに、弁護士による法律相談を実施しています。今後、法テラス（日本司法支援センター）や弁護士会等との連携による、被害者への法的支援の一層の充実が求められます。
- また、被害者が精神的なダメージから回復し、心身ともに自立した生活を送るためには、同じ被害を受けた体験者同士が悩みを共有し支えあう民間の自助グループやサポートグループによる活動が大きな役割を果たしています。東京都の実態調査によると、被害者の多くがこうした支援や協力が必要であると回答しており、閉じこもりがちになる被害者の居場所づくりの視点からも、自助グループ等への参加支援等が重要です。

### ■取組の方向性

- 被害者や関係者が安全に生活できるように、住民票の取扱い等について関係機関への周知を徹底するなど、被害者の個人情報の管理の徹底を図ります。
- また、子供の安全な就学の確保に向け、転校先等の情報の適切な管理など、学校等関係機関との連携の強化を図ります。
- 被害者や関係者が安心して生活できるよう、法テラス（日本司法支援センター）や弁護士会等との連携による法的支援の一層の充実を図ります。
- また、民間の自助グループ等への参加を希望する被害者への情報提供や

紹介、自助グループ等への活動場所の提供などの支援を行います。

## ■ 具体的施策

### ① 住民票の取扱い等適切な運用

#### 【これまでの主な取組】

- 住民基本台帳の取扱指導の徹底
- 個別相談における適切な情報提供と情報保護の徹底

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 住民基本台帳法の一部改正により、被害者からの申出に基づき、加害者等からの閲覧や住民票・戸籍の附票の写しの交付に応じないなど、情報の保護が留意されたことを踏まえ、区市町村の窓口において、住民票の写しの交付制限等が適切に運用されるよう、指導を徹底します。	総務局
○ 配偶者暴力相談支援センター等各支援機関においては、被害者に対し、住民基本台帳の閲覧等の制限についての正しい情報提供を行い、被害者の安全確保のための情報の保護を徹底します。	生活文化局 福祉保健局

### ② 医療保険に関する適切な情報提供

#### 【これまでの主な取組】

- 区市町村に対する制度の周知徹底
- 個別相談における適切な情報提供、保険者への協力依頼

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 被扶養者であった被害者が、避難したことにより、扶養者との生計維持関係がなくなった場合の医療保険手続については、適切な支援を行うことができるよう、区市町村等支援機関に対して制度等の周知を徹底します。	生活文化局 福祉保健局
○ 配偶者暴力相談支援センター等各関係機関においては、被害者に対し適切な情報提供を行います。	生活文化局 福祉保健局



内容	所管局
○ 被害者の安全確保の観点から、健康保険組合等の保険者に対しても、変更等に伴う各種手続について適切な対応が取られるよう、協力を依頼していきます。	生活文化局 福祉保健局
○ 配偶者からの暴力によるけが等第三者行為による傷病についても、保険診療できるなどの情報について、医師会等を通じて医療機関に周知し、適切な対応を求めています。	生活文化局 病院経営 本部

### ③ 年金等各種制度に関する適切な情報管理及び情報提供

#### 【これまでの主な取組】

- 区市町村に対する制度の周知徹底
- 個別相談における適切な情報提供

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 国民年金、介護保険、税務、選挙管理等住民基本台帳からの情報に基づいて事務処理を行うものについて、被害者の情報の保護及びその管理について区市町村に適切な対応を促します。	生活文化局
○ 配偶者暴力相談支援センター等各関係機関においては、被害者に対し、年金に関する必要な手続や、住所等の秘密の保持に配慮した取扱い等、各種制度に関する適切な情報提供を行います。	生活文化局 福祉保健局
○ 配偶者暴力相談支援センターは、住民票の記載がなされていない被害者であっても、居住地において介護保険法及び障害者自立支援法に基づく各種サービス等を受けることが可能であることなど、事案に応じて可能なサービス等の情報提供を行います。	生活文化局 福祉保健局

### ④ 就学の支援

#### 【これまでの主な取組】

- 区市町村に対する情報提供の徹底
- 区市町村の関係機関との連携による安全確保

### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 子供の安全を確保するため、学校において被害者の子供の転校先や居住地等の情報の適切な管理を行います。	教育庁
○ 子供の安全の確保に当たり、学校等により対応の違いが出ないよう、定期連絡会、情報交換会などを活用し、就学支援等についての情報の共有化を図ります。	教育庁
○ 都の配偶者暴力相談支援センター及び区市町村の関係機関との連携を強化します。	生活文化局 教育庁

### ⑤ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等（再掲）

#### 【これまでの主な取組】

- 関係者向け啓発資料「配偶者暴力被害者支援ハンドブック」の幼稚園・保育所への配布
- 小・中学校、児童館への都作成資料・パンフレット等の配布
- 学校の教職員向け、幼稚園・保育所職員向けなど対象者別の研修の実施

### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 配偶者暴力がある家庭では、子供への直接的な暴力とともに、暴力を目撃することによる影響も重大であることから、児童虐待を取り扱う関係機関との連携体制を強化します。	生活文化局 福祉保健局 教育庁
○ 各学校、幼稚園、保育所等に対して、配偶者暴力に関するパンフレットを配布する等情報提供を行います。また、必要に応じて、児童館や学童クラブなど子供が通う施設に対しても情報提供を行います。	生活文化局 福祉保健局 教育庁
○ 各学校、幼稚園、保育所等の関係者に対して、早期発見や適切な対応についての研修を行います。	生活文化局 福祉保健局 教育庁

## ⑥ 自助グループへの参加支援

### 【これまでの主な取組】

- 自助グループへの活動場所の提供
- 安全に配慮した情報提供の実施

### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 被害者相互の支援を目的とした自助グループの活動に対し、会場の提供等の必要な支援を行っていきます。	生活文化局
○ 参加を希望する被害者に対しては、安全確保に配慮しつつ、自助グループの紹介や情報提供を行っていきます。	生活文化局
○ 閉じこもりがちになる被害者に対しても「居場所づくり」の視点で自助グループやサポートグループを紹介するなど、参加を促します。	生活文化局

## ⑦ 配偶者暴力相談支援センターにおける法的支援

### 【これまでの主な取組】

- 弁護士による法律相談の実施
- 相談業務の中での保護命令等法的手続、支援機関等の情報提供

### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 配偶者暴力相談支援センターにおいて、保護命令、離婚調停などの法的手続に関する情報提供を行うとともに、専門家による法律相談等を実施します。	生活文化局 福祉保健局
○ 法的手続に関する更なる支援を希望する被害者に対して、法テラス（日本司法支援センター）等の機関の紹介や、東京の三弁護士会と連携した情報提供等を行います。	生活文化局 福祉保健局

## 施策目標 (3) 就労支援の充実

### ■現状・課題

- 東京都の実態調査によると、被害者のおよそ6割が無職（主婦）であり、そのうちのおよそ8割は子供がいると回答しています。配偶者暴力の被害から立ち直り、子育てをしながら自立した生活を送るためには、安定した職業に就き、経済的な基盤を確保する必要があります。
- 都では、就労のためのカウンセリングや情報提供、就業に必要な知識や技能を身につけるための職業訓練等を行っています。
- 配偶者暴力相談支援センターでは、子供のいる被害者が安心して受講できるよう、託児サービスを設けて、就労支援をテーマにした自立支援講座を実施しているほか、民間ボランティアと連携したパソコン講座なども行っています。
- 今後は、被害者のニーズに沿った、よりきめ細かい支援策の提供に取り組む必要があります。

### ■取組の方向性

- 被害者の安定した就労の実現のため、関係機関が連携して被害者のニーズに合った支援策の提供に取り組みます。
- また、一時保護施設等の退所者に対する就職時の身元保証制度についての情報提供など、被害者に対し、就労に必要な情報を適切に提供します。
- 被害者の就労を支援するための企業等と連携した取組についても検討します。

### ■具体的施策

#### ① 職業訓練の充実

##### 【これまでの主な取組】

- 職業能力開発センター・校、国立・都営障害者校の通常業務の中で対応
- 母子家庭の母等の就労支援事業（職業訓練手当の支給、委託訓練）の実施

### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 都立職業能力開発センターにおいて、就職に必要な知識・技能を習得するための訓練を実施し、希望者に対して業務を通じて支援します。	産業労働局
○ 母子家庭の母等の職業的自立を支援するため、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施し、職業訓練の受講機会の確保を図っていきます。	産業労働局

### ② 東京しごとセンター等における就労支援

#### 【これまでの主な取組】

- 東京しごとセンターにおけるキャリアカウンセリング、就業相談、求職活動支援セミナー、能力開発、職業紹介等の実施
- 東京しごとセンターにおける被害者への対応に係る研修等の実施
- 東京ウィメンズプラザにおける就労支援をテーマにした講座やマザーズハローワークとの連携による講座の実施

### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 東京しごとセンターにおいて、一人ひとりの適性と状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングや再就職支援セミナーを実施するほか、能力開発、職業紹介など、希望者に対して就職活動を支援します。	産業労働局
○ 東京しごとセンターにおいて、被害者に対して適切な対応ができるよう、相談員や受付窓口担当者等に対する研修等を実施します。	産業労働局
○ 配偶者暴力相談支援センターにおいて、自立支援講座における就労支援内容の充実や、マザーズハローワーク等との連携などにより、就労支援の取組を進めます。	生活文化局
○ 配偶者暴力相談支援センターでは、一時保護施設等の退所者に対する就職時の身元保証制度についての情報提供など、被害者に対し、就労に必要な情報を適切に提供します。	生活文化局 福祉保健局

### ③ 民間ボランティア等との連携によるIT講座の実施

#### 【これまでの主な取組】

○民間ボランティア団体との連携によるパソコン講座の実施

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 被害者の就労に役立つパソコン技術の習得を支援するため、民間ボランティア等と連携し、IT講座を実施します。	生活文化局

### ④ 事業者との連携による就労支援の仕組みづくり

#### 【これまでの主な取組】

○企業及びボランティアと連携した就労体験の実施

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 都内企業や事業者、ボランティアなどとの協力、民間団体との連携により就労体験の場を提供する等、就労支援の方策を進めます。	生活文化局

## 施策目標（４） 住宅確保のための支援の充実

### ■現状・課題

- 被害者の多くは無職であったり、就業していてもパートやアルバイトなど収入が安定しない雇用形態である場合が多いことから、被害者が住んでいた家や一時保護施設を出て自立しようとする場合、住宅の確保は大きな課題です。
- 一時保護施設等を退所した後の被害者の当面の住まいとして、都では社会福祉施設等がその役割を果たしています。
- また、都では、単身の被害者への都営住宅の入居や、被害者世帯への当選倍率の優遇など、都営住宅を活用した住宅確保支援を行っています。
- 被害者が民間の賃貸住宅に入居を希望する場合、一時保護施設や婦人保護施設等の退所者に対しては、連帯保証制度等についての情報提供を行っています。保証人がいないため住宅を借りることができない被害者に対しては、民間賃貸住宅へ円滑に入居できるようにするための公的保証などの制度も必要と考えられます。

### ■取組の方向性

- 一時保護施設等を退所した後の各施設の利用について、被害者に対する適切な情報提供を行います。
- 被害者の住宅確保のため、引き続き都営住宅を活用した支援に取り組みます。
- また、区市町村等の関係機関と連携し、住宅確保に向けた支援策の充実について検討します。
- 民間賃貸住宅に入居する際の保証制度について、一時保護施設等の退所者への連帯保証制度等適切な情報提供を行うとともに、全国共通の公的保証制度の創設について、引き続き国への働きかけを行います。

## ■ 具体的施策

### ① 都営住宅を活用した被害者の住宅の確保

#### 【これまでの主な取組】

- 単身の被害者への都営住宅入居の実施
- 世帯向け募集における当選倍率の優遇
- ポイント方式による募集
- 母子生活支援施設等退所者向け特別割当の実施

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 単身の配偶者暴力被害者に対して、都営住宅への入居を実施します。	都市整備局
○ 20歳未満の子供のいる被害者をひとり親世帯と見なし、当選倍率の優遇及びポイント方式による募集を行います。	都市整備局
○ ひとり親世帯に該当しない被害者世帯に対しても当選倍率の優遇を行います。	都市整備局
○ ひとり親等の支援施設の退所者に対して、都営住宅の特別割当を行います。	都市整備局

### ② 一時保護施設等退所後の支援

#### 【これまでの主な取組】

- 区市町村等と連携した利用可能な既存施設の検討、活用

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 一時保護施設等を退所した後の各施設の利用について、被害者に対する適切な情報提供を行います。	福祉保健局
○ 被害者が一時保護施設を退所した後の住宅確保として、区市町村を含めて関係機関等による支援ネットワークを築いていきます。	福祉保健局



内容	所管局
○ 被害者が一時保護施設等を退所した後の住宅確保策の充実のため、民間団体によるステップハウスの立ち上げを支援します。	生活文化局

### ③ 家賃債務保証制度に関する国への要望

#### 【これまでの主な取組】

- 一時保護施設等退所者に対する自立援助促進事業の情報提供
- 公的保証制度についての国への要望

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 民間賃貸住宅への入居を希望する被害者に対して、一時保護施設等の退所者の場合、連帯保証制度が利用できることなど、適切な情報提供を行います。	生活文化局 福祉保健局
○ 民間賃貸住宅への入居を希望する被害者で、連帯保証人を見つけることが困難な場合に支援できるよう、全国共通な公的保証制度の創設について国等へ要望を行います。	生活文化局

## 施策目標（５） 子供のケア体制の充実

### ■現状・課題

- 配偶者暴力のある家庭では、同居する子供にも加害者から直接暴力が及ぶケースが半数近くあります。また、直接暴力を受けていなくても、児童虐待防止法では、家庭内で配偶者暴力を目撃することにより著しい心理的外傷を与えることは児童に対する虐待であると定義されています。
- 東京都の実態調査によると、加害者から暴力を受けた子供への影響として、「加害者への憎悪・恐れ」「緊張」「性格・情緒のゆがみ」などの回答が多く挙げられています。また、同調査では、子供を持つ被害者の３割以上が子供の心のケアについての不安を抱えており、被害者とともに子供が安心して生活できるように見守る体制が求められています。
- 都では、配偶者暴力のある家庭の子供を対象に、心の傷の回復を側面から支援するため、遊びなども採り入れて友達とのコミュニケーションのとり方などを継続的に学習する講座を実施しています。
- 子供に与える影響の大きさを考慮し、配偶者暴力相談と児童相談の機関が密接に連携するとともに、区市町村の子供家庭支援センター等との連携により子供のケア体制を充実することも重要です。東京都の実態調査によると、民間機関等の８割前後は福祉事務所や児童相談所、学校、子供家庭支援センターと連携して子供への支援を行った実績があります。
- 都では、子供の支援に当たる各機関が共通の認識を持って対応するための子供のケアプログラムを作成し、関係機関において活用してきましたが、この内容の充実を図るとともに、関係機関の連携を一層強化する必要があります。

### ■取組の方向性

- 配偶者暴力被害者の支援機関と児童相談所や子供家庭支援センターなど子供支援の中核的機関との連携を強化し、同伴する子供に対しても、被害者と同様に切れ目のない継続的なケアの提供に取り組みます。
- また、児童相談所や学校との連携・協力により、児童心理司、スクールカウンセラー等を活用し、子供の心のケアの充実を図ります。
- 児童相談所や子供家庭支援センターなど子供の支援に当たる各機関の関係者への研修や情報提供の充実により、配偶者暴力に対する理解を深めていきます。

## ■ 具体的施策

### ① 子供のケア体制の徹底

#### 【これまでの主な取組】

- 「配偶者暴力から子供を守る連携プログラム(ケアプログラム)」の活用
- 配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用した関係機関との連携強化
- 一時保護中の同伴児童のケア体制の充実

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 配偶者暴力相談支援センター、児童相談所及び区市町村の関係機関との連携を強化して、子供へのケア体制を徹底していきます。	生活文化局 福祉保健局
○ 関係機関が共通の認識を持って対応するため、「配偶者暴力から子供を守る連携プログラム」を活用するとともに、内容の充実を図ります。	生活文化局
○ 児童相談所や子供家庭支援センターなど子供の支援関係者に対し、配偶者暴力に関する研修や情報提供を充実します。	生活文化局

### ② 子供家庭支援センターの拡充

#### 【これまでの主な取組】

- 子供家庭支援センターを設置する市町村\*に対し一定の補助を実施  
(\*区に対しては19年度から補助ではなく都区財政調整に算入)

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 市町村において、児童虐待の未然防止・早期発見を始め、子供と家庭のあらゆる相談に積極的に取り組んでいけるよう、子供家庭支援センターの機能を充実させるため、設置する市町村への補助を行います。	福祉保健局

### ③ 子供の心のケアの充実（新）

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 児童相談所や学校において、児童心理司、スクールカウンセラー等を活用した子供の心のケアを行います。	福祉保健局 教育庁

### ④ 子供に対する講座の実施

#### 【これまでの主な取組】

○東京ウィメンズプラザにおける子供に対する講座「子どもひろば」の実施

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 配偶者暴力のある家庭の子供を対象に、心の傷の回復を側面から支援するため、遊びなども採り入れて友達とのコミュニケーションのとり方などを継続的に学習してもらう講座を実施します。	生活文化局

## 基本目標 5

## 関係機関・団体等の連携の推進

### 施策目標 (1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化

#### ■現状・課題

- 被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携して取り組むことが必要です。
- 都では、平成 19 年度に都の関係機関、区市町村の各機関代表、支援に携わる各種民間団体を構成メンバーとする「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」を設置し、配偶者暴力対策における連携強化を図りながら、対策の推進と新たな課題への対応を検討しています。
- また、半数以上の区市町村で、配偶者暴力対策のための関係機関の連絡会議が設置され、関係機関同士のネットワーク化が進められています。
- 都と区市町村の連携は、これらの広域及び地域での連携ネットワークの核となるものです。平成 19 年度の法改正を踏まえて、都は区市町村の配偶者暴力相談支援センターの機能整備を促進するため、手引の作成や相談窓口の設置などの支援を行ってきました。
- 今後も引き続き、区市町村における相談・自立支援機能の強化に向けて、配偶者暴力対策基本計画の策定等の支援を行うとともに、広域的・専門的な取組の一層の充実と調整機能の強化を図っていく必要があります。

#### ■取組の方向性

- 都と区市町村の役割分担に基づき、それぞれの関係機関間の連携・ネットワーク化を一層進めるとともに、引き続き都と区市町村との連携強化を図ります。
- 被害者が身近な地域で充実した支援を受けることができる体制づくりのため、区市町村配偶者暴力相談支援センターの機能整備への支援や基本計画の策定支援など、区市町村に対する支援を一層充実させていきます。

## ■ 具体的施策

### ① 都と区市町村の役割分担に基づく連携の促進

#### 【これまでの主な取組】

- 区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口の設置、技術的支援
- 区市町村に対する相談員養成講座、コーディネート研修等の実施
- 広域自治体として専門相談、一時保護、職務関係者研修の実施
- 配偶者暴力対策ネットワーク会議の活用

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 区市町村が、被害者やその家族にとって身近な相談窓口として、相談体制の整備・充実、緊急時の安全確保や、地域における継続的な自立支援等を行えるよう、配偶者暴力相談支援センターの機能整備に向けた働きかけを行います。	生活文化局
○ 区市町村に対し、被害者支援に関する助言や情報提供、相談員や職員の研修、被害者支援の調整を行う人材育成、関係機関との総合調整等を行います。	生活文化局
○ 都は広域自治体として、都の配偶者暴力相談支援センターを中核に、専門的な相談も含めた相談対応の充実、一時保護の実施、職務関係者への研修等を行います。	生活文化局 福祉保健局
○ 都と区市町村は、それぞれの役割に基づき、関係機関によるネットワークを形成し、相互に有機的な連携がとれる体制を強化していきます。	生活文化局

### ② 区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定支援

#### 【これまでの主な取組】

- 基本計画策定予定の区市町村に対する事前の意見交換、助言

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定を進めるため、区市町村に対し、基本計画策定に関する説明会を実施します。	生活文化局

内容	所管局
○ 区市町村が配偶者暴力対策基本計画の策定に取り組むことができるよう、積極的に情報提供と助言などの支援を行います。	生活文化局

### ③ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援(再掲)

#### 【これまでの主な取組】

- 相談員養成講座、相談員スーパーバイズの実施
- コーディネート研修の実施
- 「配偶者暴力相談支援センター機能整備の手引」の作成・配布
- 区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口の設置

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 区市町村の相談員の資質向上を図るため、相談員養成研修を充実します。	生活文化局
○ 区市町村における配偶者暴力被害者の支援体制の中核となる人材を養成するため、関係機関の調整を行う職員等を対象とした、支援のための総合的な知識や技術に関する研修を充実します。	生活文化局
○ 「区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口」において、支援センター運営に必要な情報等を提供し、機能整備を進める区市町村に技術的支援を行います。	生活文化局
○ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備を促進するため、区市町村に対し、支援センター機能整備に関する説明会を実施します。	生活文化局

### ④ 配偶者暴力対策のためのネットワーク会議の充実

#### 【これまでの主な取組】

- 配偶者暴力対策ネットワーク会議の設置・運営
- ネットワーク会議への法曹三者等の参加による関係機関の連携強化
- 事業推進検討を行う「推進部会」、相談等実務担当者で事例検討その他の検討を行う「連携部会」の設置・運営

### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 配偶者暴力対策ネットワーク会議を通じて、都及び区市町村の関係各機関、医療、司法、人権擁護団体、民間支援団体等の連携を強化し、広域的な被害者支援についての検討、地域によって差が生じない被害者支援ができる体制の強化を図ります。	生活文化局
○ 推進部会を通じて、本計画の進捗状況を把握し、都における配偶者暴力対策の促進を図ります。	生活文化局
○ 連携部会を通じて、相談や自立支援の実務における課題を検討するなど、効果的な連携を進めます。	生活文化局

### ⑤ 被害者支援基本プログラムの活用（再掲）

#### 【これまでの主な取組】

- 「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の改定、関係機関への配布
- 「配偶者暴力被害者支援ハンドブック」の作成、関係機関への配布

### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 都内の各支援機関が統一的な支援を行うことができるよう、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」を活用するとともに、支援の実情や新たな社会資源等を反映した改定を行います。	生活文化局 福祉保健局



## 施策目標 (2) 民間団体との連携・協力の促進

### ■現状・課題

- 被害者にきめ細かい支援を行うためには、民間の支援団体が大きな役割を担っています。民間の支援団体の中には、配偶者暴力防止法の整備以前から取組を行ってきた団体や、専門の分野に関して高い能力を有する団体も少なくありません。
- 都では、被害者及び子供への各種支援事業やシェルター等被害者支援施設の安全対策の強化など、配偶者暴力対策に関する民間団体等の自主的な活動を支援するため、経費の一部を助成しています。今後も引き続き、民間団体の取組を行政として支援する必要があります。
- また、民間団体の協力のもと、被害者支援活動の意思を持つ通訳者の人材の養成を行っているほか、配偶者暴力対策ネットワーク会議に各種民間団体の参加を得るなど、民間団体との連携の促進に取り組んでいます。
- 被害者に対するきめ細かい支援のため、民間団体が活動しやすい環境整備を行い、相互の意思疎通を図りながら連携を強化していく必要があります。

### ■取組の方向性

- 被害者に対するきめ細かく切れ目のない支援体制を確立することを目指し、民間団体の有する専門的能力を活用するなど、民間団体との連携を強化し、その活動を支援していきます。

### ■具体的施策

#### ① 民間団体との連携の促進

##### 【これまでの主な取組】

- ODV 防止等民間活動助成事業の実施
- 配偶者暴力対策ネットワーク会議への民間団体の参加
- 講座・研修等の情報提供、関係団体との情報交換

### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 民間団体等が自主的に行う配偶者暴力対策に関する事業に助成し、その活動を支援します。	生活文化局
○ 被害者の自立に向けて継続的できめ細かい支援を行う民間団体の新たな取組に対し、住民生活に光をそそぐ交付金を活用して助成を行います。	生活文化局
○ 被害者支援において幅広い活動を行っている民間支援団体との情報交換を積極的に行います。	生活文化局
○ 配偶者暴力相談支援センターが行う各種研修・講座の開催情報や、配偶者暴力対策に関する制度についての情報提供を細やかにを行います。	生活文化局

### ② 配偶者暴力被害者支援民間人材の養成

#### 【これまでの主な取組】

○外国籍被害者のための通訳者研修の実施、修了者の登録

### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 外国人被害者の相談及び自立支援に必要な通訳に係る人材養成を、民間団体と連携して進めます。	生活文化局
○ 民間団体との協力により養成した人材が積極的に活動できるよう、関係機関、民間団体と調整を行います。	生活文化局

## 基本目標 6

## 人材育成の推進と適切な苦情対応

### 施策目標 (1) 人材の育成

#### ■現状・課題

- 被害者の支援を行う関係者には、暴力により被害者が受けた精神的ダメージについて正しい理解と配慮が必要です。
  - これまで都では、適切な支援に向けて、相談員や医療関係者、教職員、民生委員・児童委員などの職務別に、早期発見や相談、自立支援など対応に必要な研修を行ってきました。
  - 今後、被害者の安全を確保して本人の意思を尊重した支援を行うため、民間支援団体との協働によって研修内容の充実を図るとともに、研修対象者の拡大によって幅広く人材を育成することが必要です。
  - また、配偶者暴力相談支援センターや区市町村の相談窓口等で被害者の自立支援を行う相談員等に対しては、福祉に関する手続や地方裁判所への保護命令の申立てなどの法的な手続に関する専門的知識の習得や、関係機関との連絡調整を円滑に行う能力の向上に向けた取組が必要です。
  - また、育成した人材を効果的に活用し、被害者支援の質の向上を図るためには、相談員等の専門的能力を適正に評価し、それに見合った処遇の検討も求められます。
  - 併せて、相談員や福祉事務所及び一時保護施設の職員等、被害者の支援に直接携わる職員が代理受傷によるバーンアウト<sup>\*</sup>に陥らないよう、スーパーバイズなど心理的負担の軽減に向けた対策の充実も欠かせません。
- (<sup>\*</sup>相談を聞き続けることで内容等により相談員自身が傷つき、相談を受けることに対して疲れ、燃え尽きたようになってしまうこと、バーンアウト：燃え尽き症候群)

#### ■取組の方向性

- 被害者が安心して満足度の高い支援を受けることができるよう、研修内容の充実や研修対象者の拡大などにより、被害者の支援に当たる人材を幅広く育成します。
- 相談員の資格の認定について国に働きかけるなど、支援者の専門的能力の適正な評価に向けた取組を行います。

## ■ 具体的施策

### ① 職務関係者研修の充実

#### 【これまでの主な取組】

- 相談担当者、医療関係者、教員、民生委員・児童委員等、年7回の対象別職務関係者研修の実施
- 職務関係者研修（基礎研修2回）における参加対象者の拡大
- コーディネート研修の実施
- 相談員に対するスーパーバイズ、ケースカンファレンスの実施

#### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 職務関係者の質的向上に資する研修について、被害者のニーズに応じたテーマや対象を拡大して、一層充実させていきます。	生活文化局
○ 区市町村における配偶者暴力被害者の支援体制の中核となる人材を養成するため、関係機関の調整を行う職員等を対象とした、支援のための総合的な知識や技術に関する研修を充実します。	生活文化局
○ 相談員等が代理受傷等によるバーンアウトに陥らないよう、相談員に対する研修の充実やピアカウンセリング <sup>※</sup> 等を行います。 ( <sup>※</sup> 相談員同士など同じ立場の人同士が話を聞きあうこと)	生活文化局
○ 相談員の資格の認定など支援者の専門的能力の適正な評価に向けて、機会を捉えて国に働きかけます。	生活文化局

## 施策目標（２） 二次被害の防止

### ■現状・課題

- 被害者の支援を行う関係者の不適切な対応によって、被害者がいわゆる「二次被害<sup>\*</sup>」を受けて更に大きなダメージを抱え込むとともに、支援機関に対する不信感を抱き、暴力被害の解決が阻害される例が依然として少なくありません。
- 都では、職務関係者に加え、区市町村の住民票や国民年金担当課の職員など、広く窓口で対応に当たる職員を対象に研修を実施するなどの取組を行っています。
- 行政機関の関係者のみならず警察や司法関係者等も含めた様々な支援機関と連携し、研修の実施等を通じて、配偶者暴力への理解を深め、適切な対応が取られるよう働きかけていく必要があります。  
(<sup>\*</sup>加害者からではなく被害者が被害の後に公的機関や被害者を取り巻く周囲の人々の言動によって更に傷つけられること。)

### ■取組の方向性

- 配偶者暴力の深刻さを十分に認識しないまま不適切な対応を行わないよう、二次被害防止のための研修の充実等を図ります。

### ■具体的施策

#### ① 二次被害防止のための研修の充実

##### 【これまでの主な取組】

- 職務関係者研修に二次被害防止に係る事項を盛り込み実施
- 警察、司法関係者、民間団体等への職務関係者研修参加の働きかけ

##### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 配偶者暴力の深刻さを十分に認識しないまま、不適切な対応を行わないよう、職務関係者はもちろん、区市町村における全ての窓口対応に当たる職員を対象として、二次被害防止のための研修を実施します。	生活文化局

内容	所管局
○ 警察や司法関係者なども含めた支援関係機関、民間団体に対しても研修への参加を促すほか、各団体での研修等への取組を働きかけます。	生活文化局

### 施策目標 (3) 苦情への適切かつ迅速な対応

#### ■現状・課題

- 配偶者暴力相談支援センターを始めとした支援機関では、相談や支援に対する被害者からの苦情の申出に対して、誠実に受け止め対応し、必要に応じて対処方法の改善を図るなど、ルールに沿った速やかで適切な対応に努めています。
- 今後も、被害者に対する説明責任と支援機関の対応能力向上に向けた取組の推進が必要です。

#### ■取組の方向性

- 苦情の申出に適切に対応するため、支援機関における苦情処理手順の明確化を図ります。

#### ■具体的施策

##### ① 相談機関における苦情処理担当の設置と手順の明確化

###### 【これまでの主な取組】

- 都の配偶者暴力相談支援センターにおける苦情処理担当の設置、区市町村への設置依頼
- 職務関係者研修における実施
- 配偶者暴力被害者支援基本プログラムによる苦情処理対応の周知

###### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 被害者の苦情に対して適切な対応がとれるよう、苦情処理担当への研修等を実施します。	生活文化局
○ 苦情処理基準、処理の流れを示したマニュアル等の作成や、苦情処理内容と対応結果についての事例集の作成等により、苦情処理の手順を周知します。	生活文化局

## 基本目標 7

## 調査研究の推進

### 施策目標 (1) 調査研究

#### ■現状・課題

- 配偶者暴力の防止のためには、配偶者暴力を生み出す背景・原因や配偶者暴力に関する実態、都民の意識等を調査分析し、暴力の解決や被害者支援に関する施策を検討することが必要です。
- 都では、平成 15 年度、20 年度とこれまでに二度の実態調査を行い、被害の実態と関係機関の現状などを分析し、配偶者暴力対策基本計画における施策に反映させてきました。今後も適切な時期に配偶者暴力相談支援センターにおける相談や支援の実態等を調査し、その傾向と状況の分析を行うことが必要です。

#### ■取組の方向性

- 都内における配偶者暴力の被害や支援の実態等を把握・分析し、被害者が真に必要とする施策を検討していきます。

#### ■具体的施策

##### ① 配偶者暴力被害に関する調査研究

##### 【これまでの主な取組】

- 「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査」の実施（20年度）
- 男女平等参画状況年次報告における配偶者暴力の状況調査

##### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 都における相談事例の分析など、定期的に配偶者暴力の被害や自立支援に関する実態の把握を行います。	生活文化局
○ 若年層に対する予防啓発を効果的に実施するための方策を検討するため、若年層における交際相手からの暴力に関する意識や実態について調査・分析を行います。	生活文化局



## 施策目標 (2) 加害者対策の検討

### ■現状・課題

- 配偶者暴力の加害者への対応は、被害者の保護のみならず暴力を防止する観点からも、社会にとって重要なことと言えます。
- しかし、加害者への対応については、国の研究や都を含む自治体の取組等においても、有効な対策が打ち出されているとは言い難い状況です。
- 国の「第3次男女共同参画基本計画」においては、配偶者暴力の加害者更生の取組として、「加害者更生プログラムについて、その効果的な実施方法を含めた調査研究を実施する。」とされています。
- 実効性ある加害者更生プログラムの実施に当たっては、専門的知識を持つ人材の育成、加害者の参加についての刑事司法制度における位置付けなど、国による取組が不可欠であることから、国における調査研究の状況を注視するとともに、引き続き、国に対し必要な法制度の整備等を働きかける必要があります。
- また、都においても、配偶者暴力相談支援センターで実施している男性相談等に寄せられた加害者からの相談事例を分析し、実態の把握等に努めることが必要です。

### ■取組の方向性

- 男性相談における加害者からの相談事例の分析を通じた実態の把握などに努めます。
- 加害者更生プログラムについては、国における調査研究の状況把握に努めるとともに、必要な法制度の整備等を行うよう、引き続き国への働きかけを行います。

### ■具体的施策

#### ① 加害者対策のあり方検討

##### 【これまでの主な取組】

- 男性のための悩み相談の内容分析
- 実効性ある加害者更生プログラムに係る国への要望

### 【今後の取組】

内容	所管局
○ 国における加害者対策等に関する情報及び研究成果の収集を行うとともに、都の男性相談等に寄せられた加害者からの相談内容の分析を行います。	生活文化局
○ 国の加害者更生及び加害者対策等の動向を見据え、加害者更生プログラムの司法制度における位置付けを明確にすることなど、必要な法制度を整えるよう、国に要望していきます。	生活文化局

## 配偶者暴力対策基本計画 施策所管局一覧

基本目標1 暴力の未然防止と早期発見の推進	
施策目標(1)暴力の未然防止のための教育と啓発の推進	(所管局)
①都における普及啓発の実施	生活文化局・教育庁
②区市町村における普及啓発の支援	生活文化局
③学校での人権教育の推進	教育庁
④事業者団体等と連携した取組	生活文化局
⑤若年層向け啓発事業の推進	青少年・治安対策本部・生活文化局
施策目標(2)早期発見体制の充実	
①医療機関における適切な対応	生活文化局・福祉保健局・病院経営本部
②保健所や保健センターにおける適切な支援	生活文化局・福祉保健局
③学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等	生活文化局・福祉保健局・教育庁
④民生委員・児童委員への研修の実施	生活文化局・福祉保健局
⑤警察における通報への対応	警視庁
基本目標2 多様な相談体制の整備	
施策目標(1)都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実	
①被害者支援基本プログラムの活用	生活文化局・福祉保健局
②配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	生活文化局・福祉保健局
③インターネットによる情報の提供	生活文化局
施策目標(2)身近な地域での相談窓口の充実	
①警察における対応	警視庁
②区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援	生活文化局
施策目標(3)被害者の状況に応じた相談機能の充実	
①外国人被害者への対応	生活文化局・福祉保健局
②障害のある被害者等への対応	生活文化局・福祉保健局
③人権擁護機関と関係機関の連携強化	総務局
基本目標3 安全な保護のための体制の整備	
施策目標(1)保護体制の整備	
①一時保護体制の拡充	福祉保健局
②同伴児童への対応の充実	福祉保健局
施策目標(2)安全の確保	
①警察署長等による援助	警視庁
②被害者の親族等の安全の確保	警視庁
③学校・幼稚園・保育所等との連携の強化	生活文化局・福祉保健局・教育庁
基本目標4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備	
施策目標(1)総合的な自立支援の展開	
①総合的な被害者支援のための質の充実	生活文化局・福祉保健局
②配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充	生活文化局・福祉保健局
③福祉事務所等との連携強化	生活文化局・福祉保健局
④ひとり親家庭の支援の充実	福祉保健局
施策目標(2)安全で安心できる生活支援	
①住民票の取扱い等適切な運用	総務局・生活文化局・福祉保健局
②医療保険に関する適切な情報提供	生活文化局・福祉保健局・病院経営本部
③年金等各種制度に関する適切な情報管理及び情報提供	生活文化局・福祉保健局
④就学の支援	生活文化局・教育庁
⑤学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等(再掲)	生活文化局・福祉保健局・教育庁
⑥自助グループへの参加支援	生活文化局
⑦配偶者暴力相談支援センターにおける法的支援	生活文化局・福祉保健局

基本目標4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備	
施策目標(3) 就労支援の充実	(所管局)
①職業訓練の充実	産業労働局
②東京しごとセンター等における就労支援	生活文化局・福祉保健局・産業労働局
③民間ボランティア等との連携によるIT講座の実施	生活文化局
④事業者との連携による就労支援の仕組みづくり	生活文化局
施策目標(4) 住宅確保のための支援の充実	
①都営住宅を活用した被害者の住宅の確保	都市整備局
②一時保護施設等退所後の支援	生活文化局・福祉保健局
③家賃債務保証制度に関する国への要望	生活文化局・福祉保健局
施策目標(5) 子供のケア体制の充実	
①子供のケア体制の徹底	生活文化局・福祉保健局
②子供家庭支援センターの拡充	福祉保健局
③子供の心のケアの充実	福祉保健局・教育庁
④子供に対する講座の実施	生活文化局
基本目標5 関係機関・団体等の連携の推進	
施策目標(1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化	
①都と区市町村の役割分担に基づく連携の促進	生活文化局・福祉保健局
②区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定支援	生活文化局
③区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援(再掲)	生活文化局
④配偶者暴力対策のためのネットワーク会議の充実	生活文化局
⑤被害者支援基本プログラムの活用(再掲)	生活文化局・福祉保健局
施策目標(2) 民間団体との連携・協力の促進	
①民間団体との連携の促進	生活文化局
②配偶者暴力被害者支援民間人材の養成	生活文化局
基本目標6 人材育成の推進と適切な苦情対応	
施策目標(1) 人材の育成	
①職務関係者研修の充実	生活文化局
施策目標(2) 二次被害の防止	
①二次被害防止のための研修の充実	生活文化局
施策目標(3) 苦情への適切かつ迅速な対応	
①相談機関における苦情処理担当の設置と手順の明確化	生活文化局
基本目標7 調査研究の推進	
施策目標(1) 調査研究	
①配偶者暴力被害に関する調査研究	生活文化局
施策目標(2) 加害者対策の検討	
①加害者対策のあり方検討	生活文化局

## 【参考資料】

資料 1	配偶者暴力対策をめぐるこれまでの取組経過	83
資料 2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	85
資料 3	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する 基本的な方針（概要）	98
資料 4	東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議設置要綱	106
資料 5	東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議委員名簿	111
資料 6	東京都配偶者暴力対策基本計画改定に伴う会議開催等状況	112



## 配偶者暴力対策をめぐるこれまでの取組経過

年度	東京都の動き	法律関係等
平成 9 年度	・「女性に対する暴力」調査報告	
平成 12 年度	・「東京都男女平等参画基本条例」の施行(4月) ・家庭等における暴力問題対策連絡会議設置	・「児童虐待防止法」、「ストーカー規制法」の施行(11月)
平成 13 年度	・「家庭等における暴力」調査報告	・「配偶者暴力防止法」の施行 (4月制定、10月一部施行)
平成 14 年度	・配偶者暴力相談支援センターの整備(東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターにおいて業務を開始) ・「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス & サポート東京プラン 2002」の重点課題の一つに「家庭内等における暴力の防止」を掲げ、取組を開始	・「配偶者暴力防止法」の全部施行 (4月)
平成 15 年度	・「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査」報告	
平成 16 年度	・「配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対策について」調査審議報告(東京都男女平等参画審議会) ・地域における配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究 (内閣府からの委嘱事業として都が実施)	・改正「児童虐待防止法」の施行 (4月制定、10月一部施行) ・改正「配偶者暴力防止法」の施行 (12月)
平成 17 年度	・東京都配偶者暴力対策基本計画等策定協議会設置 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定(3月) ・「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」発行(3月)	・改正「児童虐待防止法」の施行 (4月)
平成 18 年度	・「東京都配偶者暴力対策基本計画」進捗状況調査開始 ・「配偶者暴力被害者支援ハンドブック」作成	

年度	東京都の動き	法律関係等
平成 19 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」設置 (これに伴い「家庭内における暴力問題対策連絡会議」及び「DV被害者支援関係機関連絡会」を廃止) (4月)</li> <li>・「配偶者暴力から子どもを守る連携プログラム」作成 (3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正「配偶者暴力防止法」制定 (7月)</li> <li>・改正「配偶者暴力防止法」施行、 「基本方針」改正(1月)</li> </ul>
平成 20 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査」報告</li> <li>・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定(3月)</li> </ul>	
平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者暴力相談支援センター機能整備の手引」作成(3月)</li> <li>・若年層向けカード「デートDVって、なんだろう？」作成(3月)</li> </ul>	
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口」設置(7月)</li> <li>・「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」(「配偶者暴力から子供を守る連携プログラム」含む)改定(3月)</li> </ul>	
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定(3月)</li> </ul>	



## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：平成19年7月11日法律第113号

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条・第二条）

##### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

#### 第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

#### 第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

#### 第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

#### 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本

計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事

務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その

通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠として  
いる住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこ  
と。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判  
所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加え  
られることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同  
号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、  
被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずる  
ものとする。
  - 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状  
態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電  
話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信する  
こと。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をか  
け、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送  
付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的<sup>しゅう</sup>羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、  
又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知  
り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下こ  
の項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居  
しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っ  
ていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して  
配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認め  
るときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、  
被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するた  
め、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効  
力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶  
者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学  
する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、

就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
  - 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防

止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に  
おける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に  
おける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。



- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。  
（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。  
（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法

務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含

む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

#### 第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

#### 附 則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法

律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する  
基本的な方針（概要）

平成20年1月11日  
内閣府、国家公安委員会、  
法務省、厚生労働省告示第1号

第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成13年4月、法が制定され、平成16年5月には、法改正が行われ、平成16年12月に施行されるとともに、基本方針が策定された。平成19年7月に法改正が行われ、平成20年1月11日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

## 2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

## 3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

### (1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

### (2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

## 4 被害者からの相談等

### (1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

### (2) 警察

相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

### (3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

## 5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

### (1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

### (2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

### (3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

## 6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

### (1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

### (2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適切と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

### (3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

### (4) 広域的な対応



都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

## **7 被害者の自立の支援**

### **(1) 関係機関等との連絡調整等**

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

### **(2) 被害者等に係る情報の保護**

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。外国人登録原票については、原則として非公開であり、その取扱いには十分な注意が求められることについて、徹底することが必要である。

### **(3) 生活の支援**

福祉事務所及び母子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

### **(4) 就業の支援**

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

### **(5) 住宅の確保**

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

### **(6) 医療保険**

被害者が被害を受けている旨の証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯

に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

#### (7) 年金

被害者が社会保険事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

#### (8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

#### (9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

### 8 保護命令制度の利用等

#### (1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること等について、被害者に対し説明することが必要である。

#### (2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

##### ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

##### イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令

が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

## 9 関係機関の連携協力等

### (1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

### (2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

### (3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

### (4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

## 10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

### (1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

### (2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が必要である。

## 11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

## 12 教育啓発

### (1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する確かな理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

### (2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

## 13 調査研究の推進等

### (1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

### (2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

## 14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

## 第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

### 1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## **2 基本計画の策定・見直しに係る指針**

### **(1) 基本計画の策定**

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

### **(2) 基本計画の見直し等**

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

**別添 保護命令の手続（略）**

## [資料4]

### 東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議設置要綱

平成19年4月3日 18 生都男女第191号決定

平成21年4月1日 21 生都男女第1号一部改正

平成22年4月1日 22 生都男女第1号一部改正

平成22年7月9日 22 生文総総第825号一部改正

#### (設置)

第1 配偶者・パートナー等親密な男女間で起こる暴力（以下「配偶者暴力」という。）問題に係る総合的な取組に向けて、配偶者暴力対策事業の着実な推進を図り、機関相互の連携を促進するとともに、中長期的な課題について検討するため、東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

#### (検討事項)

第2 ネットワーク会議の検討事項は次に掲げるものとする。

- (1) 配偶者暴力対策の促進に関すること。
- (2) 配偶者暴力対策基本計画の推進に関すること。
- (3) 配偶者暴力対策関係機関の連携の促進に関すること。
- (4) その他、総合的な配偶者暴力対策の推進に関し、ネットワーク会議で協議を必要とする事項

#### (構成)

第3 ネットワーク会議は次に掲げる者を委員として構成する。

- (1) 別表1に掲げる職にある者
  - (2) 学識経験又は配偶者からの暴力の被害者支援に関する実践経験を有する者で、東京都生活文化局長が委嘱する者
- 2 ネットワーク会議には会長を置く。
  - 3 会長は、東京都生活文化局男女平等参画担当部長の職にある者をもって充てる。
  - 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。

#### (会議)

第4 会長は、必要に応じてネットワーク会議を招集する。

- 2 会長は、専門家等から意見を聴取する必要がある場合等は、委員以外の者に対して、ネットワーク会議への出席を求めることができる。

#### (部会)

第5 ネットワーク会議には配偶者暴力対策推進部会及び配偶者暴力対策連携部会を設置する。

- 2 部会は、次に掲げる者を委員として構成する。
  - (1) 配偶者暴力対策推進部会の委員は別表2に掲げる職にある者

- (2) 配偶者暴力対策連携部会の委員は別表3に掲げる職にある者
  - (3) 学識経験又は配偶者からの暴力の被害者支援に関する実践経験を有する者で、東京都生活文化局長が委嘱する者
- 3 配偶者暴力対策推進部会の部会長は、東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課長の職にある者を、配偶者暴力対策連携部会の部会長は、東京ウィメンズプラザ所長の職にある者をもって充てる。
  - 4 部会長は必要に応じて部会を招集する。
  - 5 部会長は必要に応じて部会の下にワーキンググループを置くことができる。
  - 6 部会長は専門家等から意見を聴取する必要がある場合等は委員以外のものに対して部会への出席を求めることができる。

(庶務)

第6 ネットワーク会議の庶務は、東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課において処理する。

- 2 配偶者暴力対策推進部会の庶務は東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課において処理する。
- 3 配偶者暴力対策連携部会の庶務は東京ウィメンズプラザにおいて処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成19年4月3日から施行する。
- 2 家庭等における暴力問題対策連絡会議設置要綱は廃止する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

## 配偶者暴力対策ネットワーク会議委員

総務局人権部被害者支援連携担当課長  
福祉保健局保健政策部保健政策課長  
福祉保健局生活福祉部計画課長  
福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課長  
福祉保健局少子社会対策部計画課長  
東京都児童相談センター事業課長  
福祉保健局少子社会対策部育成支援課長  
東京都女性相談センター所長  
東京都女性相談センター多摩支所長  
福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課長  
産業労働局雇用就業部計画調整担当課長  
都市整備局都営住宅経営部管理企画担当課長  
教育庁総務部教育政策課人権教育調整担当課長  
警視庁生活安全部生活安全総務課ストーカー対策室長  
特別区女性政策主管課長会代表  
市町村男女平等参画施策担当主管課長会代表  
特別区福祉事務所課長会代表  
市生活保護担当課長会代表  
特別区児童主管課長会代表  
市子育て関連主管課長会代表  
特別区保健所保健予防担当課長会代表  
東京都保健所保健対策課長会代表  
特別区教育委員会指導室課長会代表  
市教育委員会指導室課長会代表  
東京地方裁判所代表  
東京地方検察庁代表  
東京入国管理局代表  
第二東京弁護士会代表  
東京都医師会代表  
日本司法支援センター代表  
東京都人権擁護委員連合会代表  
東京ウィメンズプラザ所長  
生活文化局男女平等参画担当部長  
生活文化局都民生活部男女平等参画課長



## 配偶者暴力対策推進部会委員

生活文化局都民生活部男女平等参画課長  
総務局人権部人権施策推進課被害者支援連携担当係長  
福祉保健局保健政策部保健政策課地域保健係長  
福祉保健局生活福祉部保護課保護係長  
福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課認知症支援係長  
福祉保健局少子社会対策部家庭支援課児童相談所運営係長  
福祉保健局少子社会対策部家庭支援課母子保健担当係長  
福祉保健局少子社会対策部育成支援課女性福祉担当係長  
東京都女性相談センター相談係長  
東京都女性相談センター事業係長  
東京都女性相談センター多摩支所相談係長  
東京都児童相談センター事業課事業係長  
福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課精神保健係長  
東京都立中部総合精神保健福祉センター保健福祉部広報援助課相談係長  
東京都立小児総合医療センター心理・福祉科主任  
産業労働局雇用就業部調整課計画係長  
都市整備局都営住宅経営部経営企画課管理企画係長  
教育庁総務部教育政策課人権教育調整係長  
警視庁生活安全部生活安全総務課ストーカー対策室規制係長  
東京都保健所地域保健係長会代表  
東京ウィメンズプラザ相談係長

## 配偶者暴力対策連携部会委員

東京ウイメンズプラザ所長  
総務局人権部人権施策推進課被害者支援連携担当係長  
東京都児童相談センター事業課事業係長  
東京都女性相談センター相談係長  
東京都女性相談センター多摩支所相談係長  
東京都立中部総合精神保健福祉センター保健福祉部広報援助課相談係長  
病院経営本部都立病院医療ソーシャルワーカー担当係長会代表  
教育庁総務部教育政策課人権教育調整係長  
特別区女性政策主管課長会代表主管相談担当係長  
市町村男女平等参画施策担当主管課長会代表主管相談担当係長  
特別区福祉事務所課長会代表所管母子・婦人相談員  
市生活保護担当課長会代表所管母子・婦人相談員  
特別区児童主管課長会代表担当係長  
市子育て関連主管課長会代表担当係長  
特別区保健所保健予防担当課長会代表区保健所担当係長  
東京都保健所地域保健係長会代表  
警視庁生活安全部生活安全総務課ストーカー対策室規制係長  
生活文化局男女平等参画課企画調整担当係長

## 東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議委員名簿

平成24年3月現在

	所 属
1	総務局人権部被害者支援連携担当課長
2	福祉保健局保健政策部保健政策課長
3	福祉保健局生活福祉部計画課長
4	福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課長
5	福祉保健局少子社会対策部計画課長
6	東京都児童相談センター事業課長
7	福祉保健局少子社会対策部育成支援課長
8	東京都女性相談センター所長
9	東京都女性相談センター多摩支所長
10	福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課長
11	産業労働局雇用就業部計画調整担当課長
12	都市整備局都営住宅経営部管理制度担当課長
13	教育庁総務部人権教育調整担当課長
14	警視庁生活安全部生活安全総務課ストーカー対策室長
15	港区総務部人権・男女平等参画担当課長（特別区女性政策主管課長会代表）
16	清瀬市企画部男女共同参画センター長（市町村男女平等参画施策担当課長会代表）
17	台東区福祉部保護課長（特別区福祉事務所長会代表）
18	日野市健康福祉部生活福祉課長（東京都市生活保護担当課長会代表）
19	荒川区子育て支援部子育て支援課長（特別区児童主管課長会代表）
20	三鷹市子ども政策部子ども育成課母子家庭等自立支援担当副主幹（東京都市子育て関連担当主管課長会代表）
21	墨田区保健所保健予防課長（特別区保健予防課長会代表）
22	多摩府中保健所保健対策課長（東京都保健所保健対策課長会代表）
23	新宿区教育委員会教育指導課長（特別区教育委員会指導室課長会代表）
24	小平市教育委員会教育部理事兼指導課長（市教育委員会指導室課長会代表）
25	東京地方裁判所判事
26	東京地方検察庁総務部副部長
27	東京入国管理局総務課長
28	第二東京弁護士会弁護士
29	東京都医師会理事
30	日本司法支援センター東京地方事務所副所長
31	東京都人権擁護委員連合会兼男女共同参画社会推進委員会委員長
32	東京都民生児童委員連合会常任協議員
33	特定非営利活動法人全国女性シェルターネット理事
34	特定非営利活動法人女性ネットSaya-Saya理事
35	東京ウィメンズプラザ所長
36	生活文化局男女平等参画担当部長
37	生活文化局都民生活部男女平等参画課長

[資料6]

東京都配偶者暴力対策基本計画改定に伴う会議開催等状況

開催日	会議等	内容
平成23年 7月13日	東京都男女平等参画審議会 第1回総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長及び会長代理の選任</li> <li>・諮問</li> <li>・審議 現行動計画策定以降の動きを踏まえた検討 第4期男女平等参画審議会の議論の視点</li> <li>・部会の設置</li> <li>・今後の予定</li> </ul>
7月28日	第1回配偶者暴力対策部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会長及び部会長代理の選任</li> <li>・「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について」中間のまとめ(案)について</li> </ul>
8月24日	第2回配偶者暴力対策部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間のまとめ(案)について</li> </ul>
8月31日	第3回配偶者暴力対策部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間のまとめ(案)について</li> </ul>
9月12日	東京都男女平等参画審議会 第2回総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間のまとめ(案)について</li> </ul>
10月19日	「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について」 中間のまとめ 公表	
10月19日 ～11月1日	中間のまとめに対する都民意見の募集	
11月8日	第4回配偶者暴力対策部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について」答申(案)について</li> </ul>
12月19日	東京都男女平等参画審議会 第3回総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申(案)について</li> </ul>
平成24年 1月18日	「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について」 答申	
2月28日 ～3月8日	東京都配偶者暴力対策 ネットワーク会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都配偶者暴力対策基本計画」(改定案)に対する意見聴取</li> </ul>

発行日 平成24年3月

## 東京都配偶者暴力対策基本計画

登録番号 (23) 71

編集・発行 東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話 (03) 5388-3189 (ダイヤルイン)

印刷所 社会福祉法人 東京コロニー 大田福祉工場  
〒143-0015 東京都大田区大森西2-22-26  
電話 (03) 3762-7611 (代)

